

午前九時〇〇分開議

○議長（繁田拓治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

5番、山崎議員の質問を許します。5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、自主防災と防災まちづくり課の関連についてでございます。

今年4月下旬に、全国市町村国際文化研修所主催の市町村議会議員研修「防災と議員の役割」という2日間コースの研修を受講させていただきました。その研修におきまして、過去の大きな地震災害はもちろんのこと、東日本大震災や、記憶に新しい能登半島地震における災害の教訓を学んでまいりました。防災対策として、家屋の耐震性強化やシェルターの設置、地震感知ブレーカー等、設備面の体制強化も非常に大切です。しかし、今回の学びで、避難訓練など自主防災の大切さを改めて再認識いたしました。我が町においても、各地区で避難訓練やその他、人と人とのつながりを大切にして、工夫を凝らした自主防災にご苦労なされていると思っています。

そこで最初の質問です。

各地区の避難訓練をはじめ自主防災活動を、当該課はどのように把握されていますか。

各地区の自主防災に対し、十分その活動を評価されていますか。

また、その評価の基準となっているものは何ですか。

防災担当課として、自主防災を十分支援できていると思われませんか。

以上、ご回答をお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

山崎議員の1項目のご質問、自主防災と防災まちづくりみらい課の関連についての1点目、各地区の避難訓練をはじめ自主防災活動を、当該課はどのように把握されていますかにお答えいたします。

初めに、自主防災組織とは、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという意識に基づき自主的に結成する防災組織であり、災害対策基本法第2条の2第2項では、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織で、その他消防組織法、大規模地震対策特別措置法や国民保護法にも規定がありますが、公権力はなく、住民の避難については自主的な活動で、自分たちの住む町内会等で活動するのが原則であります。

平常時においては、防災知識の普及、地域の災害危険箇所の把握、防災訓練の実施や防

防災機材の備蓄と整理・点検などを実施していただいていると思います。また、災害発生時においては、災害情報の収集や住民への迅速な伝達、避難誘導、被災住民の救出・救護や給食・給水などを実施されることと報告を受けています。

そこで、各地区の避難訓練をはじめ自主防災活動を防災まちづくりみらい課ではどのように把握されているかのご質問ですが、毎年4月に各地区自主防災会より総会資料を頂いており、各地区の活動内容を把握しているところでございます。また、各地区で自主防災活動をされる際には、町にも依頼がある地区もありますので、そのときは関係機関等との間を取り持ち実施しているところでございます。

2点目の各地区の自主防災に対し、十分その活動を評価されていますか。3点目のその評価の基準となっているものは何ですかに一括してお答えいたします。

各地区自主防災会やその活動については、各地区自主防災会の集合体として美浜町自主防災会連絡委員会があり、その目的は、町民の防災意識の高揚と、自助・共助・公助が一体となった地域防災体制の強化を推進するため、各自主防災会が連携し、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図り、併せて町民生活の安全を守ることを目的としています。

また、各地区自主防災会においては、来るべき災害等に備え、避難訓練の実施、防災資機材等や備蓄品の購入、点検、確認などを実施されており、その活動を十分評価させていただいております。

なお、その評価の基準となっているものということですが、冒頭の目的については十分に組み込んでいただいております、特に評価の基準についてはございませんが、防災・減災のため自主防災組織の活動を通年ご尽力いただいていることに感謝を申し上げる次第でございます。

4点目の防災担当課として、自主防災を十分支援できていると思われませんかにお答えいたします。

災害対策基本法第5条第2項では、市町村の責務として、市町村長は、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならないとあります。

具体的には、町から各地区自主防災会に、毎年、各地区自主防災会活動支援助成金として、前年度の回覧配布一覧表から配布戸数割に均等割を加え、津波避難訓練の参加者数実績を基に助成をしています。

また、各地区自主防災会運営補助金制度を設け、補助金を交付することにより、地域の防災意識高揚が図られ、地域が一体となった自主防災組織体制の確立を目的としており、自主的な防災活動の中で、防災資機材等の購入に対しては補助対象に係る経費の3分の2を、備蓄食料などの購入に対しては3分の1を補助させていただき、上限は最大100万円の補助をさせていただいているところでございます。

なお、各地区の一時避難場所兼避難所にも、毎年、備蓄食料や備蓄品を補充しており、不足しているものを順次補填しています。

そこで、防災担当課として、自主防災を十分支援できていると思われるかのご質問ですが、各地区には助成金、補助金や備蓄品を補充、補填などを行い、できる限りの支援を実施できていると思いますが、今後も美浜町自主防災会連絡委員会にもご意見を伺いながら進めていきたいと思っています。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） それでは、再質問をさせていただきます。

自主防災とは、地域住民の自主性に任せ、自分たちの命は自分たちで守るという防災組織であり、自治体として公権力もないということは、理解できました。また、自主防災会の自主防災活動はどのように把握できているのかという質問に対しましてのご答弁は、毎年4月に各地区自主防災会からの総会資料により把握できているとのことですが、当該地区の自主性に任せるのであれば、逆にその報告は特にしなくても問題はないのかというふうな理解でよろしいのでしょうか。

また、各地区の自主防災に対する活動の評価も、避難訓練の実施、防災資機材や備蓄品の購入、点検、確認等の実施、報告で十分評価できているということですね。確かに、各地区住民の防災意識の高低によって自分たちの身の安全が左右されるものであり、自治体が評価すべきものではないのかもしれませんが。

また、防災課として自主防災を十分支援できているかということについてのご答弁も、助成金や補助金や備蓄品の補充、補填などで、できる限りの支援をさせていただいているところですが、防災基本法第5条第2項ですかね、というところでお答えいただいたところでは、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮できるように努めなければならないとあるのは、物的・金銭的支援だけではないように思いますがいかがでしょうか。お答えください。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の再質問にお答えいたします。抜けているところについては、また課長のほうから答弁させていただきます。

当該地区に任せているのでは、4月のそういう報告は必要ないんじゃないかということですが、4月には毎年、皆さんお集まりいただいて総会もしている中で、やはり協議会を運営している立場として、こちらも把握させていただくという面では、報告はさせていただいているところです。

自発的なことであつたら、物的とか金銭だけではなしに、ほかにもということではございますが、自主防災会の皆様のご意見は、その会だけではなしに、随時、要望がございましたら担当課へもお越しいただき、そういうお話を伺っているように私は報告を受けております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 山崎議員にお答えいたします。

各地区から、4月に例年、自主防災会のですね総会資料を頂いてございまして、その中で、活動はもちろん私も担当課では認識はしてございます。年間通じてですね、各地区いろいろな避難訓練であったり、いろいろ資機材の確認であったり、点検であったりというのはしていただいております、その中でですね、和歌山県のですね出張講座とかがございましてですね、いわゆる地震体験車、ごりょう君ですかね、ごりょう君をちょっと呼んでいただいて各地区でそういうような体験をしたいんだというようなところとかですね、それから日高広域消防事務組合にもお願いをしてですね消火器の訓練をしたいんだというようなこともございましてですね、それはもう、実際のほんまもんでなくてですね、水の消火器というようなものがあるようでして、消火器の使い方の体験をしたりですね、そういうふうなことをする地区もございまして、その報告もある中でですね、そういう個々の相談も当課にはございますので、そういうところも、何とというか、間に入らせていただいて、そういう関係機関に要望して実施していただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今の、私のちょっと最初の質問の仕方が申し訳なくって、ちょっと皮肉ったような感じで、自主防災なら報告せんでいいんかというふうな感じの質問の仕方をしたんで、大変申し訳ございませんでした。当然、把握していただかなきゃいけないから、多分そうであろうと思いつつ、質問させていただきました。

今、課長からも補足でいろいろ説明いただきました。あくまでもやはり自主防災ということですので、あくまでも地区のほうから、町主導ではなく、そういう要請があつて初めて町は動く。これは当然の自主防災の形であろうかとは思いますが。水で消火するというのも、ちょっと私の今住んでいる地区ではそういった体験、ちょっとなかったものですから、要望がなかったのかなというふうな理解をしております。

今回の防災の研修を受けまして、被災された能登町の議会議長様から体験、何ていう方からちょっと知りません、お名前は忘れちゃったけれども、その方や、専門家の講師の方々からのいろいろな学びで、いかに非常時ではなくて常時ですね、要するに非常時ではない常日頃から、防災活動が大切というようなことを改めて学ぶことができました。

震災前に、この津波避難訓練に参加されていた人、これは実際の体験から教えられたことですが、当たり前で、避難訓練をやるということは、そういう意義でやっているわけなんですけれども、現実的に被災されたときに、やっぱり常日頃参加されている方が迅速に避難されたというふうなデータも講師のほうから教えていただいております。結果は、予測できていることなんですけれども、なかなか非常時でも、そういうふう迅速に動けるといのは、やっぱり常日頃のことだなというふうな改めて思いました。

地震、津波に限らず、今は豪雨ですとか、いろんな様々な自然災害はいつやってくるかわかりません。今週も何か変に物すごく暑いという異常な気象ですので、地震もひょっとしたら7月5日に起こってくるかもしれません、そんなこともありまして、そういったことで、想定し得ないことばかり、最近、昨今起こっているんですね。果たして美浜町内の自主防災は今のままで大丈夫かなというふうなことを少し懸念いたしました。

地理的な条件、祭り等の年中行事のある地区、ない地区など、各地区の差は当然ありますし、人口構成により高齢化が極端に進んでいる地区、または移住者が非常に多い地区、様々な地区の特性があると思います。一生懸命にまた物すごく取り組まれている地区も伺っております。これ以上何すればええんかなと悩んでおられるほど、一生懸命やられているところもあれば、様々だと思ふので、そこには確かに、いつも課長にも申し上げていまずけれども、温度差があります。

町としても自主防災の実態をより詳細に知っていただいて、私からのどういうふうにして評価されていますかということの質問に対しては、そこら辺で、より詳細を知っていただいて、報告書だけではなく実際に見ていただき、報告書の中からもどういったことの現状が読み取れるのかとか、そういったことを。その地区は物すごく一生懸命やってくれているとか、そうじゃなければ、このところはどうしてお金をあんまり使えへんのですかとか、そういうふうな、いわゆる能動的な、いかに自主防災と言いながら、町としての防災課としてのそういう関わり、持っていただくことで、より地域の意識が高まり、モチベーションも高まるんじゃないかなというふうには思います。

ですので、そういった役割も、町で、ただ、自主防災やから、静観している、報告を受ける。そういった受動的な行動ではなく、能動的な行動をしていただきたいというふうなこともありまして、質問をさせていただきました。

今回の研修の中でですけれども、一つの例として、ある地区でもやっているかもしれませんが、いわゆるなかなか避難訓練には参加しない、できない、しにくい方、こんなどうせ訓練やんとか思って参加されないと。そういったことも何となく心情的に私自身も理解できる部分もあるんですけれども、そういった方をぜひ、先ほども申し上げましたように避難訓練を日頃からやっているところは、まず迅速に逃げる。どういったとこに逃げなきゃいけないかということも体で覚えている。そういったことも考えたら、ある地区では、避難訓練をした後に、場所で、皆さんでお集まりいただいて、特に高齢者の方なんかは、そこで出されるお茶、お菓子、そういったものがすごく楽しみで、反省もしながら、今回の避難訓練、はどうだったかなというふうなことで反省をしながら、お茶を飲んだり、おしゃべりをして、そこでまたコミュニケーションを広げる。そういったことをやっておられるというふうなことも伺いました。

なので、もちろんこれは自主防災ですから、各地区の実践にかかってくる問題なんですけれども、そういった方法論も、分からない地区もあると思うんです。自主防災で避難訓練、ウーって鳴ったから行けよみたいな感じで逃げますけれども、そんなん同じことやん

ていうふうな感じで、だんだん参加に消極的になってくるということも現実的にあるのではないかと思います。

そこで、私もそのヒントをいただいて、ちょっと一つの提案なんですけど、型にはまった避難訓練ではなく、例えば、毎年、消防団、もちろん消防団も自主防災の中の主になると思うんですけども、自主防災会による各地区の避難訓練方法を競い合い、表彰もしくはそれに対する何か商品とか頂けるような、ちょっとクイズていうか、運動会形式と申しましょうか、そういったふうなことを、いい意味での負荷をかけてやってみることで、毎年それを楽しみにしていく。年に1回でもよろしいですし、2回でもいいですし、そういったことをちょっとアドバイスしていただく。町の防災でこんなことをやったらどうですかねとか、あと、町から指導的に、こんなことを一回やってみましょうというふうに働きかけていただく。そういったことをすることで、結果的にですよ、防災意識も高まり、被災したときにきっちり逃げることができるというふうなところにつながるのではないかと思います。

これについていかがでしょうか、お答えください。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の再々質問にお答えいたします。

型にはまった訓練ではなく、競い合うようなというご意見でございますけれども、訓練をする日程なんか、全て皆さん集まっていた中で協議をしております。やはり、やっていただく自主防災会の皆さんのご意見を聞くというのが、一番、私たちは大事じゃないかなと思うんです。だから、協議を聞きながら、そういうお話も出せたらなど。こういう意見もあるんですけども、どうですかというようなことも聞かせていただけたらなというふうには考えますが、本当に自主防災会、私は、すごくやっています。もう訓練の前でも役員さんが集まって、前日から準備していただいて、本当にありがたいなというふうに思っておりますので、やはりやっています皆さんのご意見を伺いながら進めていかなければというふうにも思っておりますので、今日は、そういうご意見を聞いたので、会議の中でも今後そういうお話ができて、それでいこうかというのであれば、すればいいと思いますし、いやいや、そうではないですよというご意見であれば、またそれに従っていくというのも大切かと思っておりますので、ご意見として伺っておきます。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 今のは積極的なご意見と私は受け止めまして、投げかけていただくだけで、やはりヒントになるかと思っておりますので、町長が参加されている防災訓練の地区の方々は、非常に積極的に訓練なさっている場所であろうというふうに私のほうも伺っておりますので、その辺あたり、温度差もあるということをご認識していただきまして、いろんな意味でアドバイス、全体に有用性のある、かつ避難訓練をしていただくとか、防災に

対する認識を高めていただきたいと思います。1つ目の質問は終わらせていただきます。

次、2つ目ですが、それでは、次の質問、避難行動要支援者についてでございます。

避難時は、まず自分の命を守ることが一番大切です。しかし、自分で自身を守れない人が大勢いらっしゃいます。特に、超高齢者や障害者の方は、ご自身で避難することは困難だと思います。また、昔に比べると、ご近所とのつながりの弱さもあります。ご近所の状態、どんな人いてはるのかなどいうのをよく分からないといった場合もあります。突然襲ってくる地震などの自然災害時に、ご自身で避難することができない人がご近所にいることをみんなで共有していくことが必要だと思います。

移住者も多い三尾地区では、生活支援コーディネーターを中心に、Mioおたがいさんクラブを発足し、通いの場などに出かけることが困難な人を対象に、ご本人の了解の下、少しずつ輪を広げていっております。玄関先まで訪問し、様子を伺ったりしながら状態を把握、メンバー間で1か月に1回情報交換をしております。ただ、個人情報保護法の壁もあり、訪問できているのは現在でも十四、五名ですが、ほかにも避難行動要支援者の方はいらっしゃると思います。日頃からこのような関係性を構築できていれば、被災された場合、一分でも早く救助することができ、身体的ダメージも少なからず軽減することができるものと思われま。

三尾地区における状況を例に挙げましたけれども、他地区においても、ボランティアや生活支援コーディネーターに最低限の個人情報を開示できれば、かなりの避難支援強化につながると思います。

そこで質問です。

今現在、避難行動要支援者として、どのくらい申請されていますか。

その情報は、誰が、どのように把握されていますか。

災害時にどれくらい活用できるとお考えですか。

各地区の生活支援コーディネーターはじめボランティア団体に、避難行動要支援者登録情報を共有することはできませんか。

以上、お答え願います。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員の2項目のご質問、避難行動要支援者についての1点目、今現在、避難行動要支援者として、どのくらい申請されていますかにお答えいたします。

令和7年4月1日現在の避難行動要支援者登録者数は、町全体で263人、内訳としまして松原地区で128人、和田地区で86人、三尾地区は49人でございます。また、75歳以上の方は243人、障害者は45人でございます。

2点目のその情報は、誰が、どのように把握されていますかにお答えいたします。

避難行動要支援者の情報は、民生委員の協力による調査や住民個々の申請により、災害対策基本法の規定に基づき、町が名簿を作成して、民生委員や町社会福祉協議会に情報を

提供し、把握していただいております。

各地区や自主防災組織、消防団に対する情報の提供につきましては、南海トラフ巨大地震などの大地震が発生した際に情報を把握できる感震開錠キーボックスを各避難所に備えております。

3点目の災害時にどれくらい活用できるとお考えですかにお答えいたします。

災害が発生したときに、自力で避難することが困難であったり、避難所などで自身の障害や病状で特に気にかけてほしいことがある方の支援に活用できるものと考えております。

4点目の各地区の生活支援コーディネーターはじめボランティア団体に、避難行動要支援者登録情報を共有することはできませんかにお答えいたします。

災害対策基本法では、避難支援の実施に必要な限度で、支援の実施に携わる関係者に対し、名簿情報を提供するものと定めており、名簿情報の提供を受けた者や支援の実施に携わる、または携わった者は、知り得た情報を漏らしてはならないと規定されております。

避難支援の実施に携わる関係者に対しては、名簿情報の提供が可能であると解釈できますが、名簿情報の流出リスクなど個人情報保護の観点から、情報の提供、共有先を拡大する考えはございません。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 再質問をさせていただきます。

避難行動要支援者の申請数は、よく分かりました。三尾についても、この間、確認したところです。この数字が多いのか少ないのかは分かりませんが、情報の把握についても、また同時に理解いたしました。

もちろん、ご本人またはご家族が申請する意思がなければ、当然、把握できませんが、避難行動要支援者数が、その必要とされる数と一致しているとも考えられません。そのデータの保管が各避難場所に備えた感震開錠ボックスにも保管されているということは、この間、私も確認したところですが、被災の状況によっては、避難所にそれを確認に行くまで、かなりの時間を要するのではと思います。その状況にもよるとは思いますが、被災した場合、足元も悪く、避難所までスムーズに行けるかどうかというふうなところも少し懸念いたします。

次に、各地区の生活支援コーディネーターはじめボランティア団体への共有につきまして、特に、どなたにもみんなに公開してくださいということではなくて、生活支援コーディネーターというのは、町長のほうから委嘱された役割でもございますので、そういったことに関しましては、十分、守秘義務というか、そういうことは理解できていると思うんですけれども、そういったところへまでの拡大はできませんかということで、一応、かがやく長寿のほうにも確認したんですけれども、できませんというご回答はいただいたんですが、あえてここで質問させていただきました。

総務省消防庁ですかね、出しているところの自主防災組織の手引というのがございました、ネットで調べました。その85ページに避難行動要支援者について書かれていました。

ここに抜粋しまして、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉団体等との連携というところにございました。地域内の避難行動要支援者がどこに住んでいて、災害時に避難する際にどのような支援が必要であるか、事前に把握していくことが重要。当然だと思わんですけれども、そのためには避難行動要支援者とふだんから接する機会の多い民生委員さん、果たして民生委員さん、どの程度接しておられるか、そこもちょっと疑問ではあるんですけれども、児童委員や福祉ボランティア、自助グループ、そういったところ、社会福祉等の福祉団体の信頼関係を生かした情報把握が有効であるということで、その辺が少し私の理解で違うところかなというふうに思いました。

ボランティアに対することも、ここに書いていまして、また同時にですね、職業的なところは、例えば看護師であるとか、介護ですとか、そういった専門の職業人の方たちが入っているグループ、もちろん町のほうにもこういう活動をしていますというふうな申請もしています。そういったグループにも、やはりその情報は出せないのかなというふうなところで、あえてここで質問させていただいたところです。

再度そのことについてお考えをお答えください。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

名簿の拡大につきましては、先ほども申し上げましたように、拡大する考えはありません。というのは、やはり民生委員さんの場合は、ご自分で各該当のおうちを回られて、毎年更新に来てくださる。それも、ご自分で回られた名簿を作成して、自分たちの回ったところをご自身で持っているというだけで、ほかの地区のは持っていません。

いろんな福祉の関係で、民生委員との協議の中で、それを使うということで、社協にもそういう情報は持っていたというところでございますけれども、ほかにつきましては、地区長も持っておりません。ただし、地区につきましては、各、私どもでしたら班の人たちが集まって、ここに何人住んでますというようなことを、結構そういうのをやって、地区長や区長も把握しておられる。自主防災会でも持っておられます。

ただ、本当に、これが最初にできたときですね、区長や地区長の方も、こういうのを持って、もし出ってしまったら困るんで、持ちたくないよという区長さんもおられました。だから、こういうふうにキーボックスに入れさせていただいて、その後、この方たちの気にかけてほしいこととか、そういうことを支援できるような形でさせていただいております。

ですから、やはり一つの団体に出してしまっただけで、それがもうコピーして渡されるとか、そういう危険性も本当に考えることをございますので、やっぱり町としましては拡大するというのを考えていないという状況です。

○議長（繁田拓治君） 5番、山崎議員。

○5番（山崎悦子君） 再々質問させていただきます。

今、民生委員の方々も日頃から活動なさっていることは重々承知しているんですけれども、ただ、そこにどれぐらいの頻度で訪問していただきたいとか、もちろんお給料を差し上げ

ているわけではありませので、そういった要件はないというふうに私は伺っております。最低でも年に1回回ってくださというふうなことも伺いたしました。それでも十分その役割を果たせるというふうに、変な言い方ですけどね、いや、頑張っているんですよ、持分もたくさんおられるんで、大変なんですけれども、私たちのように、町長のほうから委嘱を受けました。そういう活動をやっていますよ、じゃ、頑張ってくださいねということでの委嘱だと、私たちは感じています。

それで、毎月最低でも1回は、自分たちが担当している方々に、どうない、変わらないかいというふうなことで、玄関先でお話をする。非常に、どちらかといえばリアルタイムの状態を把握できている。私たちの団体です。そういったことも含めて、そういう人たちに対しても、状態の変化がもう本当に時間的に短いスパンの中で把握できている人たちに對してでも、拡大するお気持ちはないのか。

もう本当に被災した場合、もちろん自分の身を守ることが一番大事です、先ほどの1番の質問も一緒なんですけれども、まずは自分が助からないと人様を助けになんか当然行けません、落ち着いたときに、できるだけ、あの人ここで、こんな人いるよ、どうよって言うて見に行く動作が、日頃から把握できていれば、一番早く行けると思うんですね。

今おっしゃってましたら、各地区の班長さんたちの状況調査ですか、区でやっている。私も班長をしたこともありますし、地区長をしたこともあるので、自分の班の人たちの年齢がどんな感じで、何歳以上の方がお二人でいらっしゃるとか、独居であるとかということとは分かるんですけども、あくまでもその時間だけであって、コピーもできませんし、お返ししますよね。ですので、そういった意味では状況把握ってなかなかできないんですね。

しかも、入れ替わりの激しい、特に三尾地区だけのことを言ったらいけないんですけども、私たちがやっているボランティア活動の中で、やはりそういう状況があったら、それとなく、こんにちは、どうですかということ声をかけに行きやすい、きっかけとなりやすい。それがまた避難のいわゆる助けることに対する強化になるのではないかなというふうに思っています。

これで最後の質問にいたします。

こういった団体にまで情報を開示することに何ら問題がないように私は思いますが、もちろん私たちのグループは、ほとんど、半分は看護師がグループの中に入っています。でも、看護師であろうが、看護師でなくても、グループの中では、必ずこれは、守秘義務を守ってください、外には漏らさないようにしてくださいということは共通認識しております。そういったことではきちりとしている団体でありますので、そういったことも含めて、いかがでしょうかということで、最後の質問にさせていただきます。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 山崎議員にお答えいたします。

山崎議員おっしゃるように、きちりしているという、それはきちりされている方た

ちがお集まりになっているというのは、存じ上げております。

ただ、生活支援コーディネーターということはですね、平常時の日頃の皆さんのお困りのことを支援していただくということで委嘱させていただいていると私は思っております。だから、そういうことでは、ただ、きっちりしていますよということなんですが、民生委員というのは、国から委嘱されておりますので、守秘義務も、もちろんあります。だから、そういうことには、もう全く違う団体ではと感じておりますので、ほかのそういうところのボランティア活動をされている方には、名簿を拡大するという考えはございません。

○5番（山崎悦子君） そしたら、先ほど私がお示しました案内というか、防災に対するところをもう一度確認していただきまして、また再考していただけるものとして、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩をします。

再開は9時55分。

午前九時四〇分休憩

午前九時五十五分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

2番、龍神議員の質問を許します。2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） 2番、龍神です。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

廃屋対策について質問をします。

いよいよ梅雨に入り、大雨や台風による災害が危惧される季節となりました。空き家や特定空家の所有者さんや近隣にお住まいの皆様におかれましては、心配な思いをされているのではないのでしょうか。

空き家問題が言われ始めてからしばらくたちますが、いまだ全国には老朽化して放置された空き家が無数に存在します。

国は、空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、自治体は空家等対策計画を策定することで空き家対策を行っているわけですが、NPO法人空家・空地管理センターのホームページの2024年5月10日、総務省の令和5年住宅・土地統計調査によりますと、空き家総数は899万戸、空き家率は13.8%と過去最多という結果が示されています。

特定空家に至っては、国土交通省のホームページによりますと、令和2年3月31日時点ではありますが、全市区町村の7割となる1,208市区町村において、空家等対策計画が策定されており、空家法第14条に基づく措置により、約1.2万物件の特定空家等の除却、うち代執行260件が進んでいます。

また、この措置に加え、市区町村において、空き家対策として様々な取組が行われており、約9万物件の管理不全の空き家、うち約1.2万物件の特定空家等の除却等を含む物

件の除却等が進んでいます。

さて、当町も空き家・廃屋対策は大きな課題であります。当町においても、空家等対策の推進に関する特別措置法並びに美浜町空家等対策計画に基づいて進められているところと思います。

令和7年第1回定例会の一般会計予算の質疑で、古家解体支援事業の実績は6年度までで182件ということで、この制度と令和4年度の機構改革による取組の強化、それに令和5年1月1日以降に老朽空き家等を除却した土地に対し、3年間の固定資産税免除の制度創設等により、除却等が進むきっかけとなったのは言うまでもありません。

このような状況を踏まえ、質問をいたします。

1番、当町の廃屋の現状と対応はどうですか。

2番、毎年、現地調査をされていますか。また、特定空家の件数は。

3番、令和5年空家法が改正され「管理不全空家」に対する措置が新設されています。どのように改正されたのですか。

以上3点、お伺いいたします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員のご質問、廃屋対策についての1点目、当町の廃屋の現状と対応はどうですかにお答えいたします。

初めに、空き家等の状況については、都市への人口集中や世帯構成の変化に加え、高齢化や人口減少が進む中、国内の空き家等は数の上でも率の上でも増加を続けています。

総務省が5年ごとに実施している住宅・土地統計調査では、令和5年の空き家数は全国で899万戸、空き家率は13.8%と過去最高です。また、昭和48年の調査から50年間で、総住宅数は2倍程度になったのに対して、空き家数は5倍近くになり、空き家率も2.5倍程度になっています。

次に、美浜町の空き家等の現状については、平成30年4月現在で把握している数字では277戸となっており、年々増加の一途をたどっている状況です。

また、空き家等への対応については、住民からの情報や各地区から要望を受けた場合は、現場を確認の上、所有者や相続人等宛てに通知文と現況写真を添付し、今後の対応策や役場へ一報いただくよう通知しています。

なお、通知後、ご連絡をいただいた方については、各種補助制度等の内容や活用などを説明し、解体工事等に補助をさせていただいておりますし、今まで182件の解体をしていただいております。

2点目、毎年、現地調査をされていますか。また、特定空家の件数はにお答えいたします。

毎年、空き家等の現地調査を行っているかとのことですが、平成25年度に町職員が巡回調査を実施、また、平成28年度には各地区長へ依頼して実施した以降、毎年、現地調査は行っていませんが、住民からの情報や各地区から要望を受けた空き家等に対し、対応

を実施しているところです。

また、町内における特定空家等の認定件数については、現在4件となっています。

3点目の令和5年空家法が改正され、「管理不全空家」に対する措置が新設されています。どのように改正されたのですかにお答えいたします。

空家等対策の推進に関する特別措置法では、「空家等」と「特定空家等」に分類されており、これまでは緊急性に鑑み、周囲に著しい悪影響を及ぼす空家等や特定空家等への対応を中心に除却等を実施する制度を定めておりました。

令和5年の法改正は、空き家から特定空家に進行するまでの間に、悪化の防止、管理の確保を目的に、特定空家等になるおそれのある空家等「管理不全空家」を定めることにより、特定空家等になる前の段階から空き家等の適切な管理に係る働きかけを行うことができるよう改正されました。

特定空家等に対する措置としましては、助言または指導から始まり、勧告、命令まで実施し、措置を行わない場合は、最終、行政代執行法の定めるところに従い執行しますが、管理不全空家に指定した場合、悪化の防止、管理の確保のため、助言または指導し、勧告まで実施できることとなります。

なお、これまで町の対策としましては、特定空家等に限らず、今回位置づけられました管理不全空家についても、以前より、個人や地区等からの相談があれば、所有者や相続人等とコンタクトを取り、指導等を実施するなど対策を講じてきています。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） それでは、再質問に入ります。

まず、私の質問の意図と違うのかどうか、ちょっと、私の質問が悪かったのか、2番目の現地調査をされていますかというところですが、私、廃屋対策についてということで、現地調査をされていますかという質問をしたつもりだったのですが、空き家等の現地調査を行っているかということということで平成25年と28年のことをご答弁いただきました。

それでなんですけれども、再質問に入ります。

1番、令和3年の全員協議会において、廃屋対策について説明を受けておるんです。その折に、廃屋対策の現況として、各地区からの要望等による廃屋が21件、その中の9件を和歌山県特定空家等の判断基準に基づき調査を行い、9件全てを特定空家に指定し、残りの12件については、毎年、現地調査をしていくとのことでしたので、この12件についての毎年現地調査はずっと行われていたのかということをおはちょっと聞きたくて、これは平成3年の時点ですので、今、6年までも経過しておりますので、現地調査を行い、経緯をたどっているのかということをお聞きたかったのです。

というのも、令和4年に機構改革によって、町長の肝煎りだったかと思いますが、強化されているのであれば、もちろん継続して事業はされているのかなと思いたかったので、その経緯を、どうなっているかということをおはちょっと聞きたかったので、1番目は、一応その再度、もう一度、廃屋に対して、どのような状況なのかということをお聞かせていた

できます。

ほいでまあ、2番としましては、現地調査しなくても、住民さんや地区からの廃屋対策の要望の件数、まあ来ますよね。それに、こういう施策あります。古家解体支援事業補助金、これをまあ申請して、これをできるんです。そこでまあ、申請した数が出てきます。それで、耐震診断改修工事の総合事業ていうのも、申請して頂くので、そこでまあ数字が出てきますよね。それで、補助金の申請が出てくるから、廃屋の現状の把握は、最低それだけでもちょっと分かるのかなというのがあります。

でも、それだけで現地調査、12戸あったという、そのとき、平成3年の12戸あったと認識しているのが、どういう経緯で、やっぱり毎年見に行っていたかないと、所有者さんや相続人さんが美浜町におられない場合、急に悪化したということになったら、やっぱり町から連絡をしなくちゃいけないと思うんです。それをやっぱり近隣の人から、危なくなってきたで、どうしてくれるんよと言うて、言うて行くというより、やっぱり一旦その前に件数も出てきているわけですから、それからまた増えてきたり解体していったりというのは分かって、大体把握できていると思うんですけれども、やっぱり年に1回、2年に1回なり、やっぱり現地調査というのは続けていかなければいけないんじゃないかなというので、私、1つ目のその後の状況は把握していないのかということと、廃屋の現状の把握は、その数字だけでできるのですかということと、2つ質問いたします。

それと、3番目に、これまでも管理不全空家については所有者さんや相続人さんに対してコンタクトを取って指導等をしてきたということですが、言うてきても、すぐに対応していただけない場合のほうが多いと思うんですよね。そこで、緊急措置として、やっぱりこの季節、台風のときなど、屋根瓦などが飛ばないように、私、ネットをかける費用の助成を提案したいと思います。私は有効だと思うんですけれども、このような補助金の創設についてというんは、ちょっと一回考えていただけないかなと思い、3番目の質問にさせていただきます。

4番目、古家解体支援事業の補助金のことなんですが、この間の第1回定例会で、特定空家等の解体事業補助金の一般会計予算の質問のところで、古家解体支援事業補助金というのは国費が4分の1、特定空家等解体事業補助金では国費が2分の1、補助金があるということをご答弁いただきました。それからなんですけれども、古家解体支援事業補助金ですね、現行は1㎡に対して5千円、上限75万円なんですけれども、仮に町の補助金を増額した場合、国のこの2分の1、4分の1の補助金はどうなるんですか。

分かりにくいですか。5千円のうちの特定空家を解体するんだったら2分の1の補助金やさかい2,500円ということですよね。それを仮に1万円としたら、補助金はこの2,500円のままなのか、2分の1やさかい5千円になるのかと、そういうところをちょっと聞きたいんです。

それと、また、それには別に関係なく、補助金の増額というは考えはないのか。

その4点ですか、再質問をお願いします。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えいたします。

まず、屋根にネットをかける、すぐに対応していただけなかったら、そういう補助金ということですが、町としましては、空き家とか廃屋をそのまま放っておかれることが一番困ることだと思います。もちろん各区からもそういうことで要望も多い事柄ですので、結局、網をかぶせることに補助を出せば、かぶせたまま放っておかれるという可能性も高くなりますし、それがまた、その網が台風で飛んだりとかすれば、またご近所からの苦情も出てくるのではないかなというふうにも考えます。

もちろん耐震診断をしていただいて、耐震診断で基準に満たない住宅について解体していただくようになるんですけれども、1件当たりの金額も、この上限を上げたらというご意見だったと思うんですけれども、町としましては、この上限を75万にしたときも、本来は年間の予算を決めて、その中から申し込んだ申請件数で割っていて、えっ、こんだけしかないかというような苦情というんですか、そういうお話もあって、その話合いの中で、やっぱりどんどん進めてもらうためには、ちょっと上げたほうがいいのかなというような協議もしました。

ただ、そのときに、やはりご自分の財産、やっぱりご自分のものなんで、どうなていうようなご意見もあって、現在こういう上限75万で執行していただいているところなんですけれども、この補助で活用していただいて解体もしていただいております。それで、固定資産税についても3年間の減免もしてございますし、町としては、このネットについても補助金は今のところ考えられませんし、75万というこの上限についても今のところ拡大するという考えはございません。

ほかについては、ちょっと担当課長からお答えいたします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

まず、1点目のですねご質問で、廃屋というふうな表現で、廃屋対策はというようなご質問だったかと思うんですけれども、答弁のほうですね空き家等という表現をさせていただいてございます。これは、今、同じような意味合いを持ってございまして、もちろん廃屋対策というふうにお尋ねいただいているんですけれども、空き家等の現状というのは、もちろん廃屋等も含むというような認識でお願いをしたいと思います。

2点目の全員協議会での説明ということでございますけれども、特定空家、その3年の時点では12件というようなご説明をさせていただいたかと思います。それに対しまして、今回、特定空家等の認定件数は4件というふうに、長のほうから答弁をさせていただきました。これにつきましては、当初ですね12件あったものが、ご本人様の承認を得たりですねした上でですね時とともに解体をしていただいたということで、12件が現在4件になったという認識でお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 2番、龍神議員。

○2番（龍神初美君） それでは、再々質問をいたします。

今の課長のご答弁ですが、12件の特定空家を12件が今4件になったというご答弁でしたが、あたし3年の全員協議会の際には、9件を特定空家に認定し、9件とやうて、あと残りの12件について特定空家になっていないという認識で私はいたので、これが実際、もう全て特定空家になって4件になった。この9件は全てもう潰していただいて、また、この後、12件が4件残ったということなんですかねえ。この9件の中に2件、所有者不明というやつがあったんですよね。それって、所有者不明だったら潰れてないと思うんですよね。ほんなら、それっていうのは、略式代執行とか行政代執行にはなりませんよね。ほやさかいに、4件のうちの2件ってこれかなというように、ちょっと私は思っていたんで、この7件のあたりは、やっぱり182件で潰してもうた中にはあると思うんですけれども、その12件の中でも、もちろん特定空家になってなくて潰してもらっているのは分かります。だから、今その4件ていうのは、その12件の中ていうのはちょっと、その説明がちょっと私にはちょっと分かりづらかったです。

それと、調査は今後、それは、まあ、いいです。

町長の3番、4番に対してのお答えです。

これに対しては、最終到達点は、やっぱりあくまでも廃屋の解体です。もちろんそれは分かっている。私も分かっています。でも、連絡しても、すぐに対応してもらえないのが現状じゃないかなって思うんです。特定空家になる前だったらよけだと思うんですよね。私、管理不全空家って言うたら、やっぱり幅広いと思うんです。それで、えっ、私とこそんなんって言われて、すぐに対応してもらえとは、私、とてもなかなか思いません。

それでも、しかし、何かあったときには、賠償責任を取られるんですよね。可能性、十分あります。だからまた、今日の物価高騰によって、解体費用も高騰しているんです。私、2年前に解体しましたが、それよりまた上がりました。すぐに対応したい気持ちはもちろんあっても、まとまった費用がすぐに用意できない人って多いんじゃないかなと思うんですよね。

そこで、所有者さんや相続人さんの中には、やっぱり近隣住民さんに心配をかけていることに対し、心を痛めている人、こう言うてきやれたら、やっぱり、うわっ、どうしよう、どうしよう、はよ対応せなあかんけれども、私、そんなん桁の違うようなお金、急に用意できんよていう人、良心的な人、そんな人にやっぱり担当の人らはお願いせなあかんですよね、電話かけたりして。そのときに、こういう方策もありますよって一つ提案してあげたら、私、何が悪いんですかねと思うんですよね。

ほいで、ネットをかけて、それにも、こんな補助金ありますって、少ない補助金ですけども、ありますって言うたら、えっ、そいだったら取りあえずそいをやろうって思うんじゃないかなと、そういう人もあるんじゃないかなと思うんですよね。特に、町のほうへ行かれてて現状を見ていない人。ほて、ネットでもしてでも近隣の人に迷惑かけんように

しようかなていう人はねえ、将来解体せなあかんって思う人が多いと思うんですよ。だから、その人らがもう多分。

そんな人ばかりと違いますよ。町長言うみたいに、声かけてから、もう潰れてしまうまでという人も、もちろんいてと思うんですけども、そういう人ばかりで私ないと思うんですよ。

それで、ネットですけども、販売業者さんにちょっと私、伺ってきたんですよ。メーカーはナカタ産業株式会社さんというところのエステル養生ネットというんですけども、これ、5m・5mで1万1千円。もちろん定価です。5m・10mで2万1,500円。まあ税抜きですけどね。これぐらいの費用でできるんですよ。ほいで、私もその販売店で、どれぐらい要るかなって言うてんけど、屋根にもよるし、物にもよるさかいに、どれぐらい要るかどうかわからないと言われてたんで、私もなかなか自分でようかけんと思うんです。屋根のことやから職人さんにかけてもらわなあかんと思うんですけども、それはやっぱり10万円超して、20万円ぐらいまででできるのかなと、私はちょっと推測しているんですけども、この対策ですら緊急処置できればですね、近隣住民さんや物件に面した道路の安心・安全が確保できるのではないかなと思うんです。私、これぐらいで、その安心・安全が買えるんだったら、費用対効果はものすごくあると思うんですけどね。

実際、私、経験あります。自分の空き家もそうしてまいりました。ほいで、壊すまで何年かそれで持ちこたえました。もう私これやってるんで、よく分かるんです。その所有者さんや相続人さんの気持ちもあると思うんで。こういう私の思いをちょっと皆さんに分かっていただいて、そこで最後の質問へ入りたいと思います。

今後ですね、廃屋に対して、いろいろ聞いてくると思うんですけども、現地調査もどうしますか。やらないんですか。今後やっていくんですか。できたら私はやるべきではないかなと思うんですけども。それが一つです。

ほいで、2番目、屋根瓦などが飛ばないようにネットをかける補助金とか、古家解体支援事業の補助金の増額の提案だったんですけども、担当職員がですね所有者や相続人に対し、廃屋の現状の説明や対応のお願いするんに、業務を遂行するために当たり、これちょっと増やしたんやでって。ちょっとでもいいじゃないですか。これ、ちょっと前までこうだったんやけど、こんなにちょっとまた対応しました。ほいで、また、こういう方法もあります。取りあえず、すぐにというんはできなくても、これだけでも、住民さん、近隣の人が納得してくれるかどうか分かりませんが、まあ時間稼いで、あと前向きに考えてくださいという、業務を遂行するために当たって、やっぱり説明しやすくなると思うんですよ。

私は、こう思うんですけども、どのようなお考えを持っているか、ぜひとも担当課長としてのご意見をお伺いしたいです。部下にやっぱりどういうふうに進めていくのかという気持ち、お伺いしたいと思います。その上で、町長のご答弁をもう一度お願いしたいと

思います。最後の質問です。よろしくお願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 防災まちづくりみらい課長。

○防災まちづくりみらい課長（北村卓也君） 龍神議員にお答えいたします。

まず、特定空家の件数の件でございます。現在4件、今、残っているというふうに答弁をさせていただきまして、先ほどご質問でもありましたけれども、所有者不明というのがその中で2件残ってございますので、ご了承をお願いしたいというふうに思います。

それから、最後のご質問でございます。担当課長の気持ちはというようなことであつたかと思うんですけども、現場をつかさどる者として、やはり所有者様に連絡したりですね交渉したりというのは、なかなか難しい面はあるのは、これは確かな事実でございます。

結局ですね、連絡が取れば、何とかお話をさせていただく機会というのがありますので、そういう補助制度であつたり、いろんな形で、こういうような方策もあるのではないのでしょうかというようなお話はできるのかなという思いはありますけれども、やはり通知等をしてはですね、なかなか一報だけではない、連絡だけではないという方が、なかなか難しいところがあるのかなというふうには思っておりまして、我々も、何度も何度も、1回だけの通知ではなくてですね、今現状は本当に職員一同ですね、課員がコンタクトを取って、何とかご連絡をいただければ、それに対して何とか解体をしていただくというような努力も今してございましてですね、もちろん応対もきちっとさせていただいた中で、こういう制度がありますので、解体にご協力をお願いしたいというふうなお願いもしているところでございますので、ちょっと額については私から何とも言いがたいところはございますけれども、我々担当課としましたら、やはり丁寧な対応でですね、一件でも多く解体をしていただくように努力をしていきたいというふうに今後も思っております。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 龍神議員にお答えいたします。

龍神議員のお気持ち、ご意見というのは、お聞きしたんですけれども、うちは決して、この75万について、安いわけじゃありません。もちろんこの推進をするために固定資産税の免除もしております。やはり町としましては、ご自分の財産ということもありますし、今もこの補助でやっていきたいという考えでございます。

以上です。

○2番（龍神初美君） 私の質問は、これで終わります。

○議長（繁田拓治君） 続いて、8番、古山議員の質問を許します。8番、古山議員。

○8番（古山経生君） おはようございます。8番、古山です。

議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

米の価格高騰への対策について、令和7年第1回定例会の一般質問に引き続き、再度質問させていただきます。

備蓄米放出にもかかわらず、お米の価格高騰が続いています。もし前回の質問のタイミングでスピーディーにお米券を配って対応していれば、美浜町の株も上がっていたと思います。新米が出るまで、あと約3か月ぐらいかかります。新米が出たからといって、お米の値段が下がる保障ありません。

そこで質問させていただきます。

子育て世帯にお米券を配るのはどうですか。もしくは、子育て世帯に何か対策は考えておられますか。

なお、前回答弁いただいた商品券については、米不足や米の価格高騰によるものでなく、あらかじめ決まっていたものなので、言及していただかなくても結構です。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員のご質問、米の価格高騰による子育て支援対策の子育て世帯にお米券を配るのはどうですか。もしくは、子育て世帯に何か対策は考えておられますかにお答えいたします。

子育て世帯においては、18歳までの医療費無料、給食費の無償、インフルエンザワクチンの補助の増額など、様々な施策を進めております。お米に関しては、給食のお米の確保に努めたいと考えてございます。

よって、古山議員が言われる米の価格の高騰についてのお米券配付と対策については、考えてございません。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 町長の言われた18歳までの医療費無料、これもうちょっと前にほかのまちがやり始めて美浜町も、ああ、先にやられた、そやさか、もうやらなあかんというてつくられたやつやと僕は思うんですよ。給食費無料の支援は立派ですが、米不足による食費負担増という緊急の課題には直接応えられていないですね。

また、ほかの市町も実施している支援ばかりで、美浜町だけがやっているものではありません。ある意味、時代の流れと言えます。今やっている子育て世代のことです。美浜町独自の子育て支援はあるんですか。

僕、ちょっとあれなんですけれども、町長は日頃から子どもが好きと公言しているのに、今の米問題でも特に対策をしない。これで本当に子ども好きと言えますか。今回、お米を手に入れる方法がないかの問合せが何件か来ています。他県では実際にお米を配っている自治体も複数あります。

例えば、大阪府田尻町では、子ども1人につき各月ごとに4.5kgのお米を配付。知り合いが住んでおまして、非常に助かっているとのこと。熊本県高森町でも、町民の要望を受けて、子育て世代などに7月に無償で配付予定です。

町長は、給食のお米の確保に努めたいと言われましたが、それは断定ではなく、ただの願望ですね。ちなみに、お米はお金を出せば買えるんです。高いから、みんなが困っているんです。中高生、特にスポーツしている子どもは、物すごく食べます。そういう声が

町長には届かないようですね。

美浜町では、ゼロ歳から18歳までの子どもは800人弱と伺いました。1人につき、例えば、例えば、例えばです、5千円を3回配っても、1,200万円なんです。ふるさと納税など財源はあるのに、ほかの町にできて美浜町にできない理由は何でしょうか、お教えてください。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

大阪など、お米クーポン券を配付するとか、マスコミ報道で私も存じ上げております。物価高騰対策とした施策だということも思いますし、美浜町としては、物価高騰対策として、質問には商品券のことは言うなということですが、商品券も配付しております。もちろん1人1万ということで、子どもさんが3人おれば3万円ということもありますので、自治体により政策というのは違ってくるかと思えます。

当町としては、米に特化はしていないんですけれども、どんなものにでも、この商品券は使用できますので、米も購入していただければなというふうに考えております。

美浜町、何か子ども好きやのにできてないんじゃないかということですが、私としてはやっているつもりでいます。

○議長（繁田拓治君） 8番、古山議員。

○8番（古山経生君） 商品券には別に言及しなくていいですと言ったのは、もう前に町長が決められて、物価高騰対策のために商品券を1万円あげると言って決まったわけなんです。そこにお米って入れていないんですよ。今、お米をひっつけてきただけなんです。僕は前からお米を言うてるんですよ。

今の現状、いろいろ聞いたら、もうほたらラーメン食べたらええやん、パン食べたらええやんって、子どもに言うわけなんです。お米が高いから。それは違うと思うんですね。ラーメンが好きな人はラーメンを幾らでも食べたらいいと思うんです。パンが好きな人は幾らパン食べてもええと思うんですよ。お米が高いから食べやんという状態は、僕はおかしいと思うんですよ。分かります。

これが再々質問ですよ。もしねこれ僕が思うんですけれども、前から薄々気づいていたんですけども、もしこれ、区長さんがね5人から10人ぐらい、私と同じようなことを言ってきたらね、町長は絶対イエスって言うと思うんですよ。なぜならね、地区要望のほうかね実際よく通るんでね。

ではね、この前、計画された若もの広場の改修工事と、これからできそうな水産加工場、何億、何十億、町の持ち出しは少ないと言いますが、私にとってはね同じ税金なんです。

さて、美浜町の住民は、子育て世帯は、どちらに賛成してくれると思いますか。お米か、例えば、知らない人だったら、そこの改修工事か、それとも水産加工場か。と、町長が考える美浜町で子育てしたいなって思える美浜町の魅力は何だと思いますか。と、できることなら美浜町の住民の方にアンケートを取っていただきたいと思います。よろしくお願

します。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 古山議員にお答えいたします。

なかなか米が上がって高いから食べれないというお声が、今おられましたけれども、農家さんでは今まで、米を作ったら農家さんは飯が食えないというような、そういう状況だったようです。本当に米を作られて大変な思いをされて赤字になっていたという思いを聞いたら、本当に米農家さんの適正化というの、私はすごく気になっているところです。農家さんが一生懸命作られて、そんな飯が食えないというようなことじゃなしに、ご飯食べられる、お米を作って自分とこ飯が食えないというのは何なんです、飯が食えないというような状況にならないでほしいなというふうに思っている。ちょっと話がずれましたけれども、お米が高いということで、その話させていただきます。

私どもは、政策の違いというふうに考えておりますし、古山議員はそういうふうに思っておられるかも分かりませんが、私としては、町民全員に物価高騰で何かできないかということを考えましたら、やっぱり何にでも使用できるような商品券をお配りしていますので、やはりそれで私の政策だというふうに考えております。

○8番（古山経生君） 本当は再々質問にいきたいんですけども、再々々か、でも、3問までなんで、これで私のあれは終わらせていただきます。

○議長（繁田拓治君） それでは、しばらく休憩します。

再開は10時50分です。

午前十時三十八分休憩

———・———
午前十時五〇分再開

○議長（繁田拓治君） 再開します。

3番、北村議員の質問を許します。3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 議長の許可が出ましたので、一般質問させていただきます。

まずは、小学校統合及び小中一貫校について。

小中一貫校がよく取り沙汰されてきたのは、ここ最近であります。この学校制度というのは、現状では小学校6年間・中学校3年間と分かれています。今回は、これを一つの組織または一つの集合体として、小中一貫校と呼んでいるのが現状ではないかと考えます。一貫校と一くりに言っていますが、この一貫校のシステムは、まだ浅い私の考えの中には、二通りがあるようにも考えられます。その二通りとは、簡単に言いますと、校長を1人にして9年くくりの学校生活にしてしまう一貫校、また、小学校にも校長がいて、中学校にも校長がいるような、建物自体が同じ場所にあるが、組織は別であるような一貫校と2種類あると、私の中では今現在の知識として持ち合わせているところでもあります。

しかし、小学校と中学校を全く別のものとして通学している私たちや保護者世代にとっては、小中一貫校の特徴がよく分からない部分もあると思いますので、小中一貫校の特徴

やメリット、デメリットをいろいろお聞きしたいところですが、3回という限られた中の質問ということもあり、核心部分の議論をしていきたいために、本日はある程度抜粋してきました。

平成29年の文部科学省の調査より、まずメリットとしましては、中学校への進学に関して不安を感じる生徒が減少した、上級生が下級生の手本になろうとする意識が高まったなど、生徒の生活面の変化を感じた職員や、勉強が好きと答える生徒が増えた、教員の指導力が上がったなど、学習面・指導面にもよい影響が及んでいるという結果が出ています。同じ生徒を長いスパンで見守れるのは、教職員の対応力向上にもつながりますし、同じ先生なら生徒にとっても安心と言われていています。

ほかにも、小学校と中学校の合同イベントが増えたり、留学生の受入れを推進したり、カリキュラムを自由に編成できるからこそその取組も目立っていると言われていています。

また、デメリットとしましてはですね、いじめの問題。小学校課程・中学校課程と同じ人間関係が続くことで、いじめが悪化するケースもあります。これは私自身、令和5年11月14日から11月15日に、文教厚生常任委員会で小中一貫校がある京都市に視察で訪れた京都市教育委員会参与に聞いた質問でもありました。デメリットを調べていましたが、文部科学省からのデメリットはこれだけでした。

この文の締めくくりには、近年、首都圏を中心ですが、当地域も受験はあり、中学受験をする家庭も増えています。1999年の学校教育法改正をきっかけにスタートした中高一貫校の数は年々増加傾向にあります。

さらに、少子化による生徒数確保の思惑なども加わり、高校からの入学を募集停止する高校が増えてきています。

高校受験、大学受験を見据えている方は、選択肢そのものが狭まる可能性もあるので、情報を逐一チェックしていかなければならないと言われていています。

いかにも小中一貫校がよいとうたわれています。

そこで質問です。

1つ目、なぜ小中一貫校にしていくと考えたのか。

2つ目、保護者や住民の理解がないと成り立ちにくい小中一貫校の現状ですがどうか。

3つ目、誇れる夢のある学校を作りたいとは。

4つ目、小学校の跡地の考え方は。

以上4点、よろしく願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） おはようございます。

なぜ小中一貫校にしていくと考えたのかということで、北村議員のご質問の1項目め、小学校統合及び小中一貫校についての1点目、重なりました、すみません、なぜ小中一貫校にしていくと考えたのかにお答えいたします。

小学校の統合が喫緊の課題となり、美浜町におけるその先の教育の在り方を考えたとき、松原小学校、和田小学校を統合するだけでいいのかという視点での検討が必要であります。

先進地の事例を見ましても、本町のように、児童生徒数の減少による学校統合や老朽化による施設の更新を機に、施設一体型あるいは施設隣接型による小中一貫教育を導入する事例が増えています。また、教育施策として積極的に小中一貫教育を推進するため、義務教育学校を設置している自治体もあります。

私は、松原小学校、和田小学校の統合を、これからの美浜の新しい学校づくり、新しい教育づくりの機会として考える次第です。

また、国の動向も、平成27年に学校教育法の一部改正があり、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されるとともに、組織上は独立した小学校と中学校が義務教育学校に準じた形で教育を実施する小中一貫型小学校・中学校も制度化されました。令和3年の中央教育審議会、「「令和の日本型教育」の構築を目指して」では、義務教育の目標・目的を達成する観点から、9年間を見通した義務教育の在り方を検討していく必要があると言及されました。このような情勢が、小中一貫教育導入を考えるに至った背景にあり、全国的には小中一貫教育を導入する自治体が加速して増加していると考えます。

その上で、議員もご理解をされておられますように、小中一貫教育を導入することにより児童生徒にもたらされるメリットとして、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と言われる現象への対応として成果があった。ほかには、中1ギャップとも関連しますが、中学校への進学に不安を覚える児童が減少した。上級生が下級生の手本となろうとする意識が高まった。下級生に上級生に対する憧れの気持ちが強まった。幅広い年齢層と交流するため、先輩・後輩の意識を持つことができる。子どもを継続して見ることができるため、小学校における学習力の違いに配慮した指導を行ったり、小学校の学習内容を中学校で補ったりすることにより、学力の向上が図られた。学習規律や生活規律の定着が図られた。不登校やいじめ、問題行動等の生徒指導上の諸問題が減少した等が挙げられます。

次に、教職員にもたらされるメリットとして、小・中学校の教職員間で互いのよさを取り入れることに対する意識が高まった。小・中学校教職員間で協力して指導に当たる意識が高まった。小学校教職員の間での基礎学力保障の必要性に対する意識が高まった。小・中学校の指導方法の系統性について、教職員の意識が高まった。教職員の指導方法の改善意欲が高まった。特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実が図られた。

以上のような事例が先進地での成果・メリットとして挙げられており、もちろんそこには綿密な計画と先生方の実践があったからこそでございますが、これら多くのメリットが得られることにより、私が小中一貫教育の導入を考えた次第であります。

2点目の保護者や住民の理解がないと成り立ちにくい小中一貫校の現状ですがどうかにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、これから取り組もうとしています小中一貫教育の導入には、議員

の皆様方はもちろんのこと、保護者の皆様、地域住民の皆様への丁寧な説明を行うとともに、ご理解とご了承をいただかなければなりません。さらには、校長をはじめとする教職員への研修も重要な課題となります。

令和5年11月に文教厚生常任委員会で京都市における小中一貫教育の視察をされた際に、私も随行させていただきました。京都市では、平成23年度から中学校区ごとに小中一貫教育を全市的に展開しています。全国的にも小中一貫教育を導入している自治体が増えてきており、小中一貫教育推進ガイドを作成している県教育委員会もあります。そのような地域では、小中一貫教育を違和感なく受け入れられる土壌が出来上がっていると推測できます。

一方、和歌山県におきましては、公立では和歌山市に市立伏虎義務教育学校があるのみで、ほかに智辯学園和歌山小学校・中学校が併設型小中一貫教育を実施しています。

このことから、私たちの地方におきまして、小中一貫教育は、なじみのない教育システムと言えます。

小中一貫教育を導入・実践するに当たっては、その目的や方向性、理念といった点から、小中一貫教育を導入することによって実現できると考えられる学校教育の形、具体的な取組内容、期待される教育効果、推進体制など様々な観点からの内容を記した小中一貫教育の推進に関する計画を策定する必要があるのではないかと感じています。その過程には、しかるべき方々への説明と意見聴取が伴われるものと存じます。

当地方にはなじみのない教育システムを導入し、推進していくということを考えたとき、費用もかかりますが、小中一貫教育導入について実績のある有識者あるいは機関の継続的な助言やサポートが必要と考えてございます。現在は、その検討を進めているところです。

3点目の誇れる夢のある学校を作りたいとはにお答えいたします。

これは、去る5月に開催されました総合教育会議における私の言葉であると思いますが、非常に抽象的かつ漠然としたもので申し訳ございません。

私が現時点でイメージする誇れる夢のある学校は、新しく開校した校舎に子どもたちが入ったとき、思わず笑顔になり感動するような、あるいは、この校舎で、この教室でしっかりと学びたいという意欲や夢を描くことができるような、そういう施設にしたいということです。そして、その校舎に愛着を持ち、生涯にわたって誇りに思ってもらえる学びやにしたいと考えます。もちろんそのためには、ハード面と教育内容、この2つが表裏一体となって共に充実していかなければならないことは言うまでもありません。そのためにも、小中一貫教育の導入が重要になると考えます。

町のシンボルとして、町民の皆様方からも長く誇りに思ってもらえるような学校づくりをしたいと思う次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員の4点目の小学校の跡地の考え方はにお答えいたしま

す。

まず、両小学校は一時避難場所兼避難所となっていますので、今後もそのように活用していきたいと考えてございます。

そして、ほかにどんな使用方法があるかは、住民の皆様のお声を聞きながら考えていきたいと思っております。

まずは、先に小学校の統合について、しっかりと進めていかなければと思っています。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 今回のこの質問、後段のほうもそうですけれども、非常に大切なことやと思います。ていうのは、私たちにも大切かも分かりませんが、両方とも住民さんに知らしめていただきたく思うような件だと私は思います。

ですから、今、今後どうするんやと言われても、まだ決まっていまして言われたら、それだけで済むことなんですけれども、ぜひですね、報道の方はおられないんですけれども、ぜひこういうのをね知らしめていただくということが非常に大事ななということで、こういう質問をさせていただいております。

では、1つ目なんですけれども、小中一貫校といいましても、私もその後も調べました。ここでは、前置きの分では2つとなっていましたけれども、これに例えば1つ目いうたら、施設一体型、隣接型、分離型。分離型というのは、もう全然離れててもあれあるらしいですね、小中一体というのは、で、義務教育型。このうちの、やはり新聞にも書いておられましたけれども、学校併設で校長先生がお二人になるのか、お一人になるのかの違いはあると思うんです。この辺でどちらを目指しておられるのかというのが1個の質問と。

同じ校舎内で、私、またこんな言うたらあれなんですけれども、この前、出張に行かせていただいたときに、いじめ問題はどうかと言うたら、結構怒ってましたよね。実際は、どうするんかと、まだ進めるんかって、私は怒られました。この辺はやっぱり、どうしてもね、言葉が難しいな、学校のシステム上の問題か何か、今この文章を読んだだけでも、メリットは10ほど書いていたけれども、やっぱりデメリットが書かれていない。これを町民さんがどう思われるか、不安にはならないのか。

例えば、中1ギャップの話でも、実は中1になったほうが物すごく勉強する人も出てくるかも分からない。この言葉の裏返しには、いっぱい、例えばね上級生が下級生の見本になる。本当になりますかねというのも僕は思います。いろいろ下級生が上級生を見て、物すごく勉強になるとか、勉強の意欲が湧くというのは、これは反対も言えることやと思うんですよね。だから、メリットがばっと書かれて、わあ、すごいなというのは、これが今のこの体制じゃないのかなというのは、僕は正直、これを言うてええんか悪いんか、思っております。やはり両方兼ね備えてからこそ、これからの小中一貫校の問題やと私は思うんですよね。

だから、それを一くくりに、いいですよ、いいですよ、いいですよ、いいですよ、デメリットはほとんどないですよというようなことは、あまりあり得ませんよね、どんな物事

をすることに対してでも。僕は、それは思っています。だから、その辺をきっちりこれからつくられていくときに、施設型にするのか、分離にするのか、義務教育にするのかで。実際、最先端かも分かりませんが、ほな伏虎小学校は義務教育をやっています、智辯和歌山はやっていますとなったときに、だから、うちは今度、智辯和歌山、日高中学に行くときに、小学校と中学校一体化になって一緒の学校にしてしまえば、9年間はカリキュラムが違うわけですね。ほんなら、小学校から中学校に移ったとき、これ、どうなるんですかという質問とか、絶対あると思うんですよ。小学校一体化やから小・中学校で9年間いってしまうてなると、智辯和歌山、日高中学に行くときには、これはどうなるんやと。そういう問題もありました。

ほんで、出張のときにもお話ありましたけれども、ほなクラブ活動はどうなるんやとか、いろいろ問題ありましたよね。ほかの小学校は小学校同士でやると。中学校は中学校同士でやると。これは当たり前の話なんですけれども、小中一体型になったら、9年間になったら、クラブ活動はほんならどっから線を引くんや、線引きどこやと、カリキュラムちゃうやないかと、いろんな問題があるんですよ。こういうのをぜひね検討していただきたいなと。

ただ、すごい勉強できてええわな、上級生、下級生、うまいことできてええわなど。いじめだってそうですよ。小学校1年にいじめられたやつは中学校3年までずっと引っ張られますからね。学校を変ったら変わる可能性もありますからね。そういうことも一つやということをお話しておいていただきたいです。

でですね。保護者や住民の理解がないと成り立ちにくいと私は答えました。これは、それこそ京都さんの話によりますと、PTAとか住民さんが立ち上がって、学校をつくろうじゃないか、一つの学校にしようじゃないかというお話をされていました。それぐらいです。ね今回の件はですね、いつも私たちは町に依頼して、やっぱり町に一任して何か、ハード面でも何でもそうですけれども、ものづくりをつくってもらうためにやっているわけですね。だから、それはそれでいいと思うんですけれども、後段のほうもそうですけれども、住民が関わることは、やっぱり住民さんとの交流といいますか、説明会といいますか、きっちりやっていただくほうがいいと思うんです。

だから、初めから義務教育何とか委員会、ちょっとごめんなさい、名前は忘れましたが、そういうところへも、やっぱり保護者さんも中に入れて、保護者さんの気持ちとかも入れたほうがいいですね。どうしても先行して物ができてしもてからちゅうのは、もうどこのまちでもそうですけれども、それが体質みたいになっているんですけれども、やっぱりつくる前から話をするというのは、これは住民さんに対しての思いやりじゃないでしょうか。

もう一つ、誇れる夢のある学校、これは、おっしゃっていたように抽象的だったと。まあまあ、抽象的なんです。これで、ほんならどんな学校やというたら、まあまあ抽象的なお話に近かったと僕は判断します。ただ、お気持ちはすごく分かるので、これはもうこれで、ぜひお願いしますということだけです。

今回は全部お願いベースの話でございます。

最後に、小学校の跡地、これに関しましてはね、本当に今度、避難タワー代わり、避難塔になるということで、すごく素晴らしいことだと思いますけれども、やはりですねそれだけじゃもったいないという、まちおこしのために何か使えないかと。例えば、田辺の秋津野ガルテンじゃないですけども、ああいうご飯できるところでもそうですし、何か、本当に試行錯誤して、住民さんに聞いてからやりますというのも一つですけども、住民さんと一緒になってほんまにやりますかという話になってきちゃうので、やはりもうちょっと話を詰めていただきたい。

ということで、とにかく今回は知らしめていただきたいということやったんで、この辺、一貫校についても僕ちょっと軽く質問していますけれども、例えば、私、今ちょっとぼつといきましたので、それでお答えになってなかったも結構なんですけれども、今の私の話を聞いて意見を聞かせてください。

○議長（繁田拓治君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 北村議員の再質問にお答えいたします。

まず、住民の皆様方に、やはりきちんと知らしめていっていただきたい。そして、検討を進めている中には、住民の皆さんのご意見もというお話だったかと思うんですけども、これは、今後、具体化していく中には、名称はいろいろあるかと思うんですけども、やっぱり推進委員会あるいは検討委員会的なもの、これを立ち上げていく中で、いろんな皆様方のご意見も伺いながら、一つのを、形を収束させていくというんですか、形を作り上げていくということになるかと思うんですけども、そこには当然、住民の代表の方、あるいは保護者代表の方、場合によっては、まだ就学前の将来、小学校、中学校の保護者になれる方なんかも入っていただく。あるいは、議会の代表の方、教職員の代表の方等々、いろんな各方面の方からの組織した検討委員会、推進委員会を立ち上げて、そこで検討していくことになるかと思えます。そこで様々な観点の意見を出していただきながら、ご意見を伺いながら、納得していただけるもの、これをつくっていく必要があるのではないかなというふうに思えます。これについては、今後、作業を進めていく予定でございます。

そして、その前段としてなんですけれども、やはり北村議員もおっしゃられましたように、この地方では例のないという中で、やっぱり小中一貫教育というのはどういうものなのか、何を指すのか。これは一般論と、そしてまた美浜町におけるこの小中一貫校の目指すもの等々について、これはきちんとしたものをまず検討しまして、それを示す中でという作業も必要になってくるかと思えます。

答弁の中でもお答えしましたように、それについては、例えば、私自身でいいますと、いろんな情報、それこそ全国各地の実践例等々も集めながら、今までも検討をしてきました。それらの中には、メリット、デメリット、あるいは教育方針、素晴らしい取組やな。これはやっぱり、新しい学校の姿、教育の姿と言いましたけれども、全然、私の知ってい

の中で経験したことの無いような取組をしているところもあります。そういうものをやっぱり取り入れられるところは取り入れて、教育改革といいますか、この機会にそういうものをやっぱりつくり上げていく。それが、この美浜町という風土に合うものか、合わないものか、これはまた慎重に検討していかなければならないんですけれども、その辺も大きな教育改革の一つとして私は捉えている次第でございます。ですから、その点については、本当にいろんな形での説明というのにも必要になってくるかと思えます。

それから、本当に先ほどの中では、やっぱり小中一貫教育を目指した動機というんですかということなので、メリットを中心に話をさせてもらったんですけれども、当然、物事にはマイナスとプラスというのがある。どんな事柄についてもそうやと思うんです。やっぱりそのデメリットということについては十分私も認識してございます。

ただ、例えば、そのいじめ問題であるとかいう話も、やっぱり問題は、いじめを生まない土壌というんですか、そこをどう育てるかということになるかと思うんですけれども、例えばいじめを例に挙げますと。これも全国というか、先進地の事例でいえば、そのところに焦点を当てた取組を小学校1年から継続して行うことによって、例えば気持ちの優しさであるとか、そういうことも計画的に取り組むことによって減少していく、していったという事例も挙げられております。

それから、想像されるのには、やっぱり荒れている学校においては、中学生相当の生徒が小学生相当の子どもに対しての悪影響、いわゆるモデルというのが負のモデルになりはしないかというような、そういう懸念もされているところもあります。しかし、それもそういうふうに、その取組をすることによって、やはり中学生の問題行動が減少したというふうな事案、事例も挙げられています。ですから、そのあたりのことも、やっぱりそのシステムだけじゃなくて、中身というんですか。どう取り組むかによって、子どもたちの姿も大きく変わるのではないかなというふうに思うところです。

これは全くの一つの例なんですけれども、例えば、今、小学校の入学式では、新入児入場のときには、多くの学校で6年生が小学校1年生の手を引っ張って誘導するというんですか、そういう取組をしているところもあるかと思うんですけれども、ある学校では、小学校6年生の役割を中学校3年生がした。その役割をさせているというんですか。そのことによって、中学校3年生の子のまなざしというんですか、非常に融和というんですか、そんなようになったという。これは一つの例ですけれども、そんな事例なんかも挙げられています。

本当に、形はつくるけれども、あと中身、これをどうしていくかというあたりは、これはもう学校の先生方に負うことも多いんですけれども、取り組んでいくことによって、教育の形というのがまた一つ新しいものができるのではないかなというのが私の思っているところです。

それと、形ですね。北村議員がおっしゃいましたように義務教育学校、これはもう義務教育学校にも施設分離型もあっていいということなんですけれども、大体もう施設一体型

であると思うんですけども、一貫校、一貫教育校ということになると、いろんなパターンがあります。

それは、例えば大きな自治体になりますと、美浜町は中学校区というと1つですけども、一つのまちの中に中学校区が幾つもあるところがあります。そしたら、最終的にはやっぱり1中学校・1小学校というんですか、施設一体型になっていくんかと思うんですけども、なかなか一遍にはいかないということで、中学校があつて、小学校があつて、それぞれの小学校で分離している。けども、やっぱり一貫教育の重要性、これはあるということで、いろんな不便なところがあるようなんですけれども、先生方の負担も本当に増えている。しかし、それよりも一貫教育を導入するほうのメリットが大きいということで、いわゆる分離、小学校、中学校がそれぞれ別のところで、一つの中学校の校区の中には、小学校が2つ、3つあったら、その中でも一貫教育をもう導入してやっているというところもある。分離型の一貫教育ですね。

あと、隣接型というんですか、小学校と中学校が本当にくっついたところに立地しておつてというような、その中で一貫教育をやっている。

それから、やっぱり多いのは、もう新しく施設を建築して、施設一体型の一貫教育をやっていると。その一番効果というんですか。いろんな面での効果があるのは、やはり施設一体型であるというふうに聞いています。

あとですね、校長先生という話もありましたけれども、これも流動的で、一貫校でありながら、小学校、中学校それぞれの校長先生を置いているところもあれば、もう1人にしているところもあります。これは私の考えですけども、導入当時は、もしかしたら小学校校長、中学校校長ということで置いたとしても、将来的には、やっぱり1人にするのが望ましいのではないかなというふうに思います。なぜかという、2人の校長先生の方針が違えば、なかなか本当の一貫教育のメリットというんですか、それを生かし切れないというあたり、やっぱり一人の校長の下で、統一した方針の下でというのが必要になってくるのかなというふうに思うんですけども、人事面のこともありますので、初めからということになると、これはうまいこといくかどうかというのは見定めなければならないかなということ。

ちょっと長くなってすみません。

あとですね、もう一つは、そうですね。小学校から別の中学校へ行く子どももいる。例えば、私立、あるいは、この地方でいえば県立の日高附属中学校、そんなときに、そんな子どもにとってはということであつたかと思うんですけども、これは、やっぱり義務教育学校にしてしまうと、その教育内容にもよるんですけども、小・中学校の連続性というのがあまりにも強いと、なかなかいわゆる小学校を卒業した段階で別の学校でいうときには、ギャップというんですか、起こり得るか分からないんですけども、一貫校の場合には、緩やかなというんですか、やっぱり小学校で学ぶ学習内容は学習内容、そして中学校で学ぶ学習内容は学習内容として、それはもう大事にしながらということになるかと

思います。

ただ、その中で先生方の交流であるとか、例えば、今、総合的な学習の時間というのがありますけれども、その中では、ふるさと学習というのも、これは必ずやっているわけなんですけれども、それを小学校、中学校、本当にもう一貫してていうんですか、一つのものに取り組むというようなことも考えられると思うんですけれども、そういうことでの連携ということであれば、特に問題はないんじゃないかなというふうに考えます。

ですから、私は今考えているのは、やっぱり義務教育学校というよりも小中一貫校という選択であるかなというふうに思っているところです。ただ、これも一貫教育を進める中で、やっぱり義務教育学校ということにしなければ、一貫教育をする成果ていうんですか、それがなかなか認められにくいというような状況が出てきたときには、これはもう再考していかなければならないかなというふうに考えます。

ですから、そのときを目指して、まだ早いか分かんのですけれども、やっぱり校舎というのは、できれば最低隣接ということになるのかなというふうには思ったりしているところです。

ちょっと全てカバーしてないか分からないんですけれども、また、ちょっと長くなって申し訳なかったですけれども、答弁とさせていただきます。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員にお答えいたします。

避難所となっているんで、それだけではもったいないんじゃないかということですが、避難所となっていますんで、今まで子どもたちが授業をしてたら、そこで授業再開になりますと、そこに避難所であるというのは、なかなか難しくなるんで、統合すれば、そういう問題がないのかなていう、心配がなくなるというふうに私は思っています。

それと、秋津野ガルテンですか。今、宿泊とか、レストランとかしていますけれども、そこはなかなかうまくできているんじゃないかなというふうには考えます。あと、日高町なり由良町も、学校の跡地を使って、いろんなまちづくりはしているんですけれども、本当にそれがずっと続けられるかといったら、ちょっと今やってないところもありますし、いろんな情報を集めながら、皆さんにお聞きしながら、できればいいなて思っています。

北村議員もメダカはやっていますし、一例としたら、たくさん使用料を払っていただいたら、メダカの学校みたいななんもできるんじゃないかなというふうにも思うんですけれども、ちょっとそこら辺、皆さんのご意見を聞けたらなというふうには思っております。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） 特に再質問はございません。ただ、私がどうのこうのじゃなくて、こういう学校の状況というのを、匿名希望でもいいので、報道していただけたら、情報発信していただければええかなと。

学校の跡地の話なんですけれども、実際、何件かあるんです。ほんまに廃校を利用してメダカをやっているところはあるんです。だから、それも全然まんざらではないかなと。

次の質問にさせていただきます。

町民にきっちり説明を。

以前の議会全員協議会で、和田の潮騒かおる憩いの広場近くに計画している水産加工販売施設整備事業について、設計の遅れでスケジュールを遅らせると説明がありました。

御崎神社の南側、潮騒かおる憩いの広場の県道向かいに売場や加工の厨房を備えた施設を整備する事業。今年度中に完了できなかった分の設計を令和7年度に行い、当初計画していた令和8年度着工、令和9年度末完成予定を令和9年度着工、令和10年度末完成予定に変更するということでした。

松の伐採が必要になるため、委員から早いうちに住民への説明が必要であるという話がありました、そこで質問です。

早めに町民さんへの水産加工販売施設整備事業の説明をするべきだと思うがどうか。

よろしく願いいたします。

○議長（繁田拓治君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 北村議員のご質問の2項目、町民にきっちり説明をの早めに町民さんへ水産加工販売施設整備事業の説明をするべきだと思うがにお答えいたします。

令和6年11月27日開催の議会報告会でも、住民から水産加工販売施設について説明会の開催を求める声があったことは承知しております。また、令和7年2月20日開催の全員協議会にて、水産加工販売施設について説明した際、説明会についての質疑があり、担当課長も開催したい旨の答弁をしたと報告を受けております。

議員からの水産加工販売所整備事業の説明をするべきと思うがどう思うかとのことですが、私としましても説明会は必要と考えていますので、少し遅れていますが、今後、日程調整を進めていきたいと思えます。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） こちらも前段と同じようなお話になります。

新聞等々で報道されていましたが水産加工販売所のことではありますが、町民さんの方でも、私ら新聞取ってないのに、ほなどうしたらええんよと。その前の話で、新聞にも載ってましたよねと、私がぱつと言うたんですよね。ほんなら、いや、新聞取ってないのに、私ら知らんよ、そんなん、という方もやっぱりおられるので、ぜひ、新聞取ってないのが悪いのほうじゃなくてですね、やはりもうちょっと伝えるという方法をね。今回の分も。さっきも言いました。日頃は別にそんな一々言わんでいいと思えます、住民さんに。でも、住民さんに直結する何かがあるのなら、僕は伝えるべきだと思っております。一々伝えなくてもいいと思えますけれども、こういうのは伝えたほうがいいと思えます。

そういった中でですね、今回、設計がいろんな形で1年遅れるって、これも理解するところであります。でも、しかしながら、その前から説明はしていくよという話の中で、いつぐらいに説明するよという、説明をするための日にちもなかったですよ、これ。いつしますというアバウトな日にちもなかったと思えます。後々、こうなりました、だから、

まだいいですよという話じゃなくて、後手後手にならんと前へ前へ住民さんに説明するのが、例えば批判の対象にならんかったり、前で前で何事もこなしていくというのが町の考え方として僕は必要やと思うんですね。

水産加工がどうやとか、何がどうやじゃなくて、松にしても今の学校の話にしても跡地にしてもそうですけれども、結局、前へ前へやっていかんと、やっぱり、私、知らなかった、何を今さら言うてんのやということのお叱りを受ける内容が増えてくるんですよ。

だから、その点、ちょっと一回、副町長にもお聞きしたいんですけども、僕も1回だけ言うたような言うてないような覚えがあるんですけども、いやいや、説明の話です。水産加工の松を切ることに對して説明をていう話で、まあまあ一回せなあかんということもおっしゃっておられました。この辺で副町長、一回どうですか。いや、いつって言わんでもいいですよ。早いめにしていただきたいんですけども、やっぱり設計できんと何もできないもんですか。それは松の本数とかいろいろありますけれども、松を切る本数ぐらいは出てるんじゃないですか。

その辺で、何を説明するかというたら、松を切ることに對して、今やっぱりまだ反対されている和田の住民がおられます。そのことについていかがでしょうかというお話で一応質問させていただきます。どうぞ。

○議長（繁田拓治君） 副町長。

○副町長（石塚和夫君） 北村議員にお答えします。

住民への説明会というのは、本当に必要だというふうに思っていますし、昨年からの報道の中でも、松の木を二百数十本切るという、そういう衝撃的な報道もあった中で、やはり住民に対してはきちんと説明をして、事業の概要についても説明していかなければならないということで、説明会も開催しますということをおし上げてきました。

ただ、若干設計等の遅れの中で、やっぱりきっちりと事業が、概要が決まった中で、きちっと説明することのほうが、住民さんにとっても理解しやすいんじゃないかという、そういう考え方の中で、今までちょっと遅れてきた部分があるんですけども、できるだけ早く日程調整をしながら説明会を開催していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（繁田拓治君） 3番、北村議員。

○3番（北村龍二君） そうなんです。まさに今みたいなお話で、設計をやり直す前の段階で、今おっしゃったように、説明をしていかなあかんというふうにおっしゃってました。やはりその時点でですね、説明をいついつにしたいと思うんですけども、こんな設計がちゃんとできてから説明をしたいと思っておりますという、そのこと自体をやっぱり住民さんに説明の前の説明を、極端な話ですけどね。何でかというたら、一回やりましょうということをおしはると思うんですよ。何のときやったかな、議会報告会やったかな、何かのときにも説明したほうがいいんですか、あれに對して、説明せなあかんという話も出たと思うんですよ。だから、説明するというのを、広まっているわけで、それに對しての

説明を、やはり設計は遅れます。だから、ちょっと説明も遅れますというような気配りですよね、そういうのが必要やと思うんですよ。

だから、今、町で、僕、いつも思っているのは、やっぱり人に物事を伝えるていうことに対して、どういう方々をターゲットに、どういった内容を。これは宣伝、ふるさと納税も、何でもそうですけれども、そこが美浜町、まだおとなしくやっていただいているのか。やっぱりどういった形で、どんな方法で、どこに、誰に、たくさん、どんだけの量を伝えるていうのが、まだ多分できていないと思うんですよね。その辺、今日の2点と含めて、ぜひやっていただきたいと思います。

すみません、ちょっと長々となって、質問で終わらなかったのも、これは私の反省点ですけれども、これで終わりたいと思います。

○議長（繁田拓治君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時三十八分休憩

午後一時三〇分再開

○副議長（龍神初美君） 再開します。

繁田議長は、体調不良のため、交代します。

9番、谷進介議員の質問を許します。9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 発言の許可を得ましたので、通告にのっとり質問を行います。

まず、最初の質問は、新大賀池活用に関し、お考えをいただきたい事柄についてです。

ご承知のように新大賀池は、国土交通省観光庁による「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業として令和2年11月10日に採択され、当町大字三尾1440番地及び1441番地に、NPO法人日ノ岬・アメリカ村により、地球上最古の花「大賀ハス」を活用した体験型観光コンテンツの造成事業として、令和3年3月2日に完成をしたものです。

なお、この際の完成のお披露目には、藪内町長、また当時は副議長でいらっしゃった北村議員、そのお披露目の際にご参加をいただき、ありがとうございました。

そこで、それより4年以上経過をし、残念ながら体験型観光コンテンツ造成はなし得ることがなっていないんですが、植栽された大賀ハスは、初年度から100輪以上開花し、近隣は言うに及ばず他府県からも鑑賞に訪れる地域の名所となりつつあると言えます。

現在の新大賀池は、池周辺に雑草が繁茂し、一部は池の内部へも侵入が見られ、また獣害の被害にもさらされています。この獣害については、ICTを活用した先進的な捕獲おりが設置され、従前よりは対策がなされているとも言えますが、つい先日も池周辺の除草作業ではイノシシのものと思われる足跡が散見されました。

そこで、お考えをいただきたいことは、この新大賀池のバージョンアップについてです。池の周辺の改修、駐車スペースの確保、さらには隣接地をも活用してのさらなるコンテ

ンツの醸成等、いろいろと考えられますが、いかがでしょうか。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の1項目の新大賀池活用についてにお答えいたします。

美浜町三尾地区にある新大賀池については、国土交通省観光庁において令和2年度に実施の「誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成」実証事業として、特定非営利活動法人日ノ岬・アメリカ村が実施されたものと思います。

三尾地区にある大賀池の地球最古の花、大賀ハスは、古代のハスを現代によみがえらせた故大賀一郎博士が直接分根したことで知られており、当町に縁のある大賀ハスを効果的に保存育成するために、地区内の耕作放棄地等を活用し、観光体験地を整備栽培されたものでありますが、町としましては、新大賀池をバージョンアップする考えはございません。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） お考えはないと。

本日、議長のご許可をいただいて、皆さんのお手元に、今日これは朝、当庁へ来る前に撮ってきた写真の印刷であります。自画自賛ながらも、このように池全体にハスは繁茂しております。花も数十輪、つぼみはそれ以上があり、百花繚乱って、本当は100花があるわけじゃなくて、いろいろ花が咲き乱れているという表現だろうと思いますが、これは百花ソウリンというんでしょうかね。それぐらいというのは皆さんに知っておきたいなと思って持ってきたのと、それと、町長にこれを見ていただいて、今のご答弁のお考えが変わらないのかなと思って、そういう下心もあります。

それはそれとして、でも、バージョンアップを提案というか、お考えを申し入れたからには、ちょっと自分の考えというか、意地悪い言い方になってしまうかも知れませんが、少しお聞きください。

結局、バージョンアップをされない。これは何でかという、一つこれで公園を整備できれば、3月の一般質問で申し上げました当町内における公園の設置、配置についてですね、偏りはありませんかというような質問をさせていただきましたが、その解消の一つにはなるのではないのでしょうか。

また、隣接地の方には少し失礼な言いようになったら申し訳ないんですが、左右というか、南北というか、東西というか、両の隣接地は、もう既に十数年以上、耕作放棄地であります。両方ともに所有者の方は存じ上げていましたが、両名ともここ数年間で鬼籍に入られました。もちろん相続された方はいらっしゃるでしょうから、もともとずっと三尾生え抜きの方だというふうに存じてもおりますので、ハス池をした時点から、自由に使ってくれよとか、利用してくれよというお言葉はいただいていたので、そのあたりご協力は十二分に得られるのではないかというふうな観点からも、やはりもう一度、きっぱり言われたと、それで引き下がるわけにもまいりませんので、公園の設置の偏りに関する解消の一つと。

それと、そんなふういきっぱり言われちゃうと、三尾には、そういう公園は、あのとき

3月にもお聞きしましたが、必要でないとお考えなのか。

また、本当にこれは朝早く行きますと、泉南とか、奈良とか、来られた方と何度か顔を合わせたことがあります。ですから、そんなふうな観点からすると、やはり関係交流人口の増加であるとか、そんなことから、にぎわいの創出にもつながっていくことで、そんなふうに申し上げると、この事業をしたNPO法人のほうの事業ではないかみたいなことを言われそうですけれども、それではもうパワー不足です、明らかに。だと思います。

他の団体のことをどうこう申し上げるつもりはありませんが、私も今そこ会員でありまして、それで、ボランティアの立場として、この除草作業をしたということでもありますので、やはりそのあたりは、今はもう町がこれは手を入れる時期だと思います。その辺、再度、町長、お考え直されるようなことはございませんか。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

もちろん私も、この池、谷議員のフェイスブックを見ては、毎年伺って、大賀池とこの新大賀池、御坊へ回って舞妃蓮とか、家族で回っているわけなんですけれども、もちろん多く咲いていることも存じ上げております。

ただですね、交付金を申請した際も、谷議員が主に、主になって交付金を取りに行ったということも聞いておりますし、このお披露目のときには、私もお招待いただいて、ご挨拶も申し上げております。そのときは、谷議員の熱い思いというんですか、そういうことも伺っておって、こんな建物も建てて、人に来てもうたら、こういうふうにしたとか、そういうお話も伺っておりました。五百数十万頂いたのかな、その当時は。

そういうことで、私も、そういうお金をもらって、そういうふうにしていただけるのかなというふうな期待をしておりましたが、ちょっとなかなかそうはいかなかったようですけれども、私どもは社会教育として大賀ハス保存会が管理している上の池については、長年、文化の振興として進めているわけですのでございませぬけれども、これにつきましては、本当に申し訳ないですが、先ほどもそう言われるん違うかというふうに懸念しておりましたが、やはりNPOからそういうふうな申請もされたということで、町につきましては、ここを公園というふうには考えてございませぬ。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そこはもう考え方の違いなので、これも地元の住民の方から、せっかくあるのに、その方は最初の経緯まではご存じあるのかないかよく分かりませんが、とにかく町に話をしてくれというような形もありましたので、自分自身も全然、今、町長にご指摘いただいたように、自分自身の力不足もあって今のような状況に、まだ花は咲いているだけ救いかも分かりませんが、発展させることができていないという反省もしなごらの質問でありましたので、今後、宿題として、いろいろ考えて、またご提案がすることがあれば、提案をさせていただくというようなことを申し上げて、議長、次の質問に移りたいと思います。

第2問目は、地籍調査に関して、次のようなことの答弁を求めます。

一筆地調査対象筆数、筆界未定筆数、でき得れば要因別に、その要因が例えば上位5位以内で何々という理由で何件ってある、そんなふうにご答えてほしいということ。それと、認証・承認後の問題点。認証・承認というのは、例えば県、国への書類が上がってということではありますが、その後の問題点やトラブル、その対応にはどのようにされたかということでもあります。

さて、地籍調査が、土地所有者にとって財産を守り、土地利用を円滑に進めるための重要なものであり、その利点として、具体的なものに、土地に関するトラブルの未然防止、登記簿の修正、土地の有効利用、災害後の早期復旧、公共事業の円滑化、固定資産税の適正化、まちづくり計画の基礎資料等が言われています。

今回の質問は、小職なりに住民の皆様に対して、地籍調査事業の信頼の回復と地籍の明確化を図ることを目的としたものであることをご理解の上、明確な答弁を求めます。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の2項目のご質問、地籍調査についての1点目、一筆地調査対象及び完了筆数にお答えいたします。

地籍調査の目的、利点については、議員おっしゃるとおりでございます。特に近い将来起こるとされている南海トラフ地震などの備えとして、和歌山県では全自治体で調査に取りかかっており、そのうち調査完了が11自治体、調査実施中が19自治体、本町は調査完了自治体に含まれます。

一筆地調査対象筆数は、調査前1万5,109筆に対し、調査後筆数は1万2,128筆でございます。

2点目のご質問、筆界未定筆数（要因別に）にお答えいたします。

筆界未定筆数は880筆で、筆界未定の主な要因は、土地所有者不明により境界確認ができない、土地所有者が不立会いで境界が確認できないといった理由が大部分を占めております。また、土地所有者間において境界について意見の相違があるため境界が未確定や、土地所有者間において境界について係争中のため境界の確認ができないなどの理由もございます。

3点目のご質問、認証・承認後のトラブルにお答えいたします。

認証・承認後の問題点やトラブル、その対応についてお答えいたします。

過去の地籍測量の修正を見ますと、既に河川や堤体、道路に含まれていたりする現地確認不能や地目の修正、地番の修正といった事案、また土地所有者が何らかの理由により分筆などを行う際、復元測量を行うことなどにより地積測量図の誤りが発覚することがありました。そういった場合は、職員が現地を確認するなどし、地籍調査による成果に誤りがあると判断したときは、その都度、法務局に対し、修正の申出を行っております。こういった場合は、もちろん隣接者の承諾書も頂いておりますので、大きなトラブルもなく、修正ができています。

ただ、先ほども申しましたが、境界立会いの際、意見の相違などのトラブルにより、境界確定ができない筆界未定などがあったことは承知しています。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） では、再質問です。

調査によって、1万5,000何がしが1万2,000何がしと2割ぐらい減ってるんですね。これ、単純に答弁を聞いて思っただけで、原因は何なんですかねということと、次に筆界未定数は880筆、これは多いのかどうかよく分からないので、評価のしようもないので、でも、ちゃんと筆界未定は未定ということで把握をされていると。現実的に、私が住んでいるすぐ前の道路であるとか、その分譲している区画幾つかにも筆界未定のところがございます。その辺、ですので、これはこれで理解をしておきます。

要は、今回、特にお聞きしたかったことです。答弁にもありましたように、復元測量等により地積測量図に誤りが発覚した場合です。これ聞きたかったんです。私も何件か仄聞をしていますが、今までこのような申出はどれぐらいありましたか。で、どのように解決をされたのか。もちろん要した費用についてどうされたのかということと、それと、これは住民の皆さんの不安を取る意味でもあるんですが、これらの修正等の申出、これはいつまで有効というか、可能なのか。現実的に、その復元測量等をする何か事由、理由ですね。しなければ、地積測量図の誤りは発覚しないわけでしょう。

地籍測量ができて、その後、何か例えば農転するとか、売買するとか、そのようなことがあって復元測量した場合に、いや、違うよというようなことが分かるわけですよという、前提がそれで、聞きたいのは、要は地積測量図作成後、地籍が完了して、認証・承認も、測量図ができて、その後に測量図に基づいて現況を改変しますよね。例えば、家を建てる、塀をつくる、塀を取る、いろいろなことがあります。段差を解消する等々を行った後、それから何年かたって、その後、また売買か何かするので復元測量をしたところ、誤りがあったよと。ほな現況はもう違いますよね。そんな場合、当然、土地所有者間でいろいろあれば、それは求められるし、権利の一つでもあるのか、その辺はよく分かりませんが、訴訟にもなるかも分かりません。現況の原状回復を求められたときに、この費用は当然、町でされるんですよ。

それと、これはいつまで、そんな復元測量をしなかったら、ずっと分からないわけですよ。孫子の代、それよりも後に、いや、違ったよということであれば、それも当然、町のほうで修正、登記所か法務局において職権による変更というのをさせていただけるんですよ。お答えいただけますか。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） ちょっと私では答えられないところは、また課長にさせていただきますけれども、もちろん町でそれを間違ってたということになれば、町の責任でやらなければいけないことになると思います。それが将来にわたって、いつなのか、いつまで続くかというのは、それはもうみんな職員も変わっていきますし、時代も変わってくるので、

あれなんですけれども、やっぱり町が責任のあるものでしたら、やっていかなければならないと考えます。

やはりそういうことがあれば、担当課のほうも努力して、その相手方と話をしながら、いろんなトラブルについても、こういうことをしましたという私も報告をいただいています。ほんで、ほんなら早めにそうなればいいねというような話で、本当に職員の努力で解決したこともありますので、それはそれで私としてはよくやっていただいているなというふうには思っていますので、これも、もちろん本当に将来ですね、自分ところの土地がどれだけあるかということで、きっちりした登記をするために始めたものでありますので、やはり大事な調査でございました。

でも、筆界未定になりましたら、我々美浜町としては、もう完了しているということになっていますので、筆界未定につきましては、今後そしたらどうなるのかなと私も職員の時なんか聞いていましたら、それはもう自分たちでしないといけないとか、そういう話も聞いておりましたので、私としては、そういう認識をしております。

○副議長（龍神初美君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

まず、1万5,000の筆数から1万2,000幾つの筆数に減ったという原因ですけれども、これはですね分筆よりも合筆のほうが多かったというような、単純なそういうふうな理由でございまして、この際、合筆するというようなこととございまして。

あと、何件というようなこととございましてけれども、私もちょっと倉庫のほうへ籠もって、いろいろ調べました。全部ですとね8件ぐらいは修正というような件を発見しております。その原因はですね、まず自治体間で境界の水路、そこの調査漏れであったりですね、そういうのがあったり、あと、もう川や道路になっている部分というのが大半を占めておまして、直接的な修正というふうなことになりますと、まず1件目は、県道御坊由良線の拡幅工事で、その境界のケッセン間違いというのが1点ありました。ここについてはですね、令和4年1月18日に解消しております。ちなみに平成13年の調査分ということとやっております。

それと、直近ですけれども、平成21年調査分ですとね今年度の5月にそういうふうな物件が1件ございました。これについてはですね、復元測量をかけた場合に、現地のくいと計算で入れるくいの誤差というのが生じたということで、これは明らかに調査による間違いというか、誤りであるというふうに判断しましたので、この件につきましては町の費用負担で修正したというふうな状況とございまして。

それと、費用についてですけれども、毎年、歳出のほうですとね地籍調査費の中で、委託料として30万、調査測量費というのを計上させていただいておりますので、ないときは当然減額補正するんですけれども、このうちから費用として捻出させていただくというふうなことでございまして。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 3回目やな。2割ほど減ったのが、合筆が多かった。それはよく分かりました。

今の僕が一番聞きたかったと申し上げた測量図が終わった後の復元調査云々というところで、原状回復というんですか。地積測量図であるとか登記の内容を変更するのは、今の費用計上でそれはもうあれでしょうけれども、現況を変更しているというのは、僕、前提で質問したと思うんです、今ね。測量図ができた後に現況を改変したと。例えば、そこに家を建てた。そやけれども、後で、例えばAさんとBさんはもう何代も前から隣に住んでいて、今回、地籍が終わって地籍図もできたと。どちらかが家を建てたけれども、結局、隣の敷地にはみ出ていると、後にどちらかが売買したときに復元図を復元測量した場合に。それは町長に聞かん、担当者にやな。

ほな、そうした場合、例えばAさんがBさんの土地にはみ出て家を建てていて、地積測量図の修正なり、職権変更して、家のはみ出ている。これの除去、除却、かかりますよね。さっきの質問は、この前提、これは町持ちかていうか、当然、僕がその担当なら、間違っていたら、そなん町が持ってくれなったら困るって僕は言いますが、その辺をはっきりしてくれというのが2問目だったんで。

それと、町長は町に責任があれば、そらまあずっとね。時効はないんですか。それが一番聞きたかったんです。

たとえ時効、日本の国の絶対的な時効20年といっても、時効の起算は、それがあったということを理解したときから起算が始まると思うんですよね。現況を変更して、その地籍図をたがえた現況を立てた時点が時効のスタートではないと思うんですよ。間違えていたというか、現況が地籍図と間違えていたというのが分かった時点が時効のスタートだと思いますので。となると100年後でも大丈夫ですよ。そのあたりお答え願えますか。

これ、3回目なんで、ちゃんと教えてください。

○副議長（龍神初美君） 農林水産建設課長。

○農林水産建設課長（大星好史君） お答えします。

今ちょっと国土調査法も確認しておるんですけども、時効についてですね、これは私の勉強不足のところもございますけれども、明確な答弁というのができないような状況でございます。

それと、越境したら家の部分の例えというのをいただいたんですけども、地籍については、一応、土地の調査というようなことになります。現況から建築されたりですね、そういうようなことは当然ございますけれども、いろいろと手続をする中で、どういんでしょう、法務局へ行ったときもですね、もう閲覧に回して、そのときに閲覧で認めているんでしょうというようなことを言われることもあります。実際に、これはもう筆界未定にもなっていませんし、解決もしておりますけれども、そういうふうな箇所というのが過去にあったような記録もございます。

そこについてはですね、いろいろ交渉の中でですね、ずっと交渉の過程の中で、最終的には、家を除却せずに、その部分の土地を新たに購入したというような解決策であったんですけども、そういうようなことになりますんで、そこについて町が負担することはないというふうに。撤去したりということですよ。その部分について町が負担することはないというところでございます。

あと、すみません、3回目というようなことで言われていましたけれども、何か抜けているところというのはございますでしょうか。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 時効の件は、はっきり答えられない。それはそれで、答えたら答えたで、また再々質問するつもりでしたが、それは、でも調べて、私が知りたいのではなくて、住民の皆さんだと思うんですね。なぜこの質問をしたかというのも、何か不満とか、不安ということを問合せされたことと、それと、仄聞なんで不確かなことなんですけれども、やっぱり違って、後でどけさされたとか、何かトラブルになったということ聞きますので、それは住民の安心・安全、あくまでそのために質問をしてるんで、時効の件であるとか、その費用ですよ。

今、課長の答弁では、現況に合うように土地の売買をしたんで、その売買に町は金払わんって、それはもう当然やと思うんですけども、逆に、でも塀か何かして、それをどけると言われて、どけたら、それはまた逆に町の問題になるんじゃないかなと。これも今すぐしたって別に、私もはっきり間違いなく町が払うべき、払わなければならないという根拠も持ち合わせていませんので、時効の件と同様に、調べて何かまた議会へのご説明とか、例えば、また住民さんへのアナウンスですよ、そのあたりすると確約だけしていただけますか。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

また、いろんなところに聞かせてもらったりとか、勉強して、お答えできるようになればと思っております。

ただ、そこら辺、どれだけ時間ちょっと要するかも分かりませんが、お待ちいただいてよろしいでしょうか。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） では、最後、第3問目の質問をまいります。

3問目は、美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例についてであります。この条例、以下、太陽光条例と称しますね、この質問の中では、及び、美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則、以下、太陽光規則と称します、私はね、この以降の質問の中では、長いので。この2点に関し、要は住民への不利益についてお聞きします。

と申しますのは、昨年12月定例会におけるこの太陽光条例の審議時に、小職より太陽光規則に関して、町長が認めるとか、49kW発電の事業者と600W発電の個人使用者とか、条例全般が紋切り型であるとか等々の例を挙げて、いろんなことで検討に値するのではないかとの問いに、担当者の方におかれて、条例が仮に施行となりましたら、その運用状況を見ながら判断していきたいと思っておりますとの答弁をいただきました。現在の状況をお聞きします。

なお、昨年12月定例会にて示された、定例会やったかな、全員協議会であったかと思いますが、太陽光規則と何ら変わりがないのであれば、その論拠もお示しください。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の3項目のご質問、美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例についての住民の不利益はないのかにお答えいたします。

昨年の第4回定例会に提案し、可決いただきました美浜町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例のご審議の際に、議員から、1枚の太陽光パネルの設置に対しても同意を取らないといけないのは、住民にいたずらに過重な責任を負わせる。49kWを発電しようとしている事業者と600Wの個人使用者を同じとすることは、本当に住民のことを考えているようには思えないなどのご指摘があり、担当課長は、条例の運用状況を見ながら判断していきたいと答弁させていただきました。

その後、執行部において、議員のご指摘について協議を行い、条例において適用範囲外であります建築物に当たる一般的な住宅に設置する太陽電池パネルの合計発電出力を基準に、規則において5kW以上の太陽光発電設備を設置する事業を対象としたところでございます。

合計発電出力5kWとは、太陽電池パネルで考えますと20枚から25枚、4人家族の一般住宅における消費電力量の多くをカバーできる出力でございます。

ご家庭などの一部の電力を賄う、また災害時に少しの電力を確保するために、庭などの陸地に太陽電池パネルを設置する場合の多くは5kW未満と思われ、条例の対象を5kW以上としたことで住民に不利益は与えないと考えます。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） 再質問というか、何かもしかして通告外になっていってしまったら、またご指摘ください。

今のご答弁からしますと、私が申し上げたようなことを少しはきっかけにお考えいただいで、5kW以上というふうにしていただけて、当然もうこのご答弁にあるように、5kW未満なら、ほぼ僕が指摘したようなことは賄えて、不利益はないと思えます。

そこで、あと違う観点から2点ほど質問をします。

もう一点は、僕、町長は別に認めるときはこの書類をしなくていいという規定を設けるべきというのも言っていたと思うんです。それは、例えば大規模災害時に大きな集合住宅であるとか住居地を何件か、町なり、国なり、県なり、はたまた住民の方の自助努力で建

てられたとして、そこで今回、応急的に5kWを超えるような太陽光設備ですね、しようというようなことを、これは質問のための質問、お題のようで恐縮なんですけれども、そういうことがあったら、やはり町長の裁量権の十分中だと思いますので、届出なり同意をもらわなくてもいいという規定があったら、すごく簡便にできると思いますので、これは明らかに、その背景には住民の利益になるというのが大前提ですけれども、そういう規定を盛り込まれるべきと考えますが、いかがか。

それと、この質問をしたのは、たしか6月10日現在で、私は町のウェブサイト、そこにある例規集のリンクの先から、この両方の条例、施行規則を見たわけです。それは6月10日現在のここ、プリントアウトしています。第4条は全然違いますね、以前にいただいたままであります。これは、そうしますと、住民のためという観点からですが、これは、いつから5kW以上になったんですかと、再々質問、もう一緒に言っておきましょう。

なぜそれをすごく聞くのかというと、ただ言うように住民のために、迅速に4月1日からの本条例の施行で、もう今の時点で既に5kW以上と変更していただいで、そこではもう何ら申し上げることはないんですが、午前中の北村議員でも質問でよく、彼というんが、北村議員がご指摘されていましたが、前へ前へというか、それは事前ということだと思います。早め早めというふうに僕は質問をお聞きして理解していたんですけれども、早めに説明、早めに説明。

今回も、要はその規則が既に変わっているわけであったら、なぜ早めに説明が。早めというか、変わった時点で、ご説明ができなかったのか。その辺、いつ変わったんですか。ちょっとお聞きします。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

町長の裁量でというのを文字にしてということでございます。

ただ、やはり今まで問題になってました町民に同意も得ていないやはり施設があると思うんです。そういう太陽光発電がいろいろ今までたくさんされてきたと思いますが、そういうものが、また台風で飛んだりとか、そういうふうになりますと、やはり住民の同意を得るようにしといてあげないと、かえって住民が、今までされているのも不満に思っているところもあるので、私としては、やはりそういうことでは同意を得たほうがいいのではないかというふうに考えておりますので、そういう文言を入れるのはどうかなというふうには考えております。

○副議長（龍神初美君） 住民課長。

○住民課長（中西幸生君） 5kWにいつから変わったのかという話ですけれども、この規則については、まず12月に施行した後で、条例とともに試行期間を置いて、4月1日から施行するという形で動いていたんですけれども、その間に、いろいろ意見があれば、最終的に規則の改正とか、規則のやり替えとか、その辺を考えてたところです。

そこで、谷議員からそういうご要望もあった話もありましたので、4月1日付からで5

kWとしております。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 9番、谷進介議員。

○9番（谷進介君） そういう手続というか、同意が云々というのは、もうそこはあくまで町長の、町の裁量権なので、そういうお考えということは、もう見解の相違なので、そこはあれです。もうそれはそれで、やっぱりええよとか、また機会があるごとに申し上げてはいきたいとは思いますが、それはそれで結構です。

じゃ、今、課長の答弁によりますと、もう4月1日、本条例が施行と同時に、迅速に素早く5kW以上とされた。そこはもう、すごいスピード感を持って、すばらしいと思うんですけども、いかんせん6月10日の時点では変更されていないやにしか映らないんですね。それは今度、この太陽光発電についての再質問ではなくて、あまりあれですけども、ただ、質疑としてという、ちょっと。まあまあ最後に質問しようかな。

じゃ、今後どうするか聞きますので。

町として、そんなふうには2か月以上、差があるわけじゃないですか。その間に申請があったのかも気にはなりますけれども、そんなことを聞くわけではありませんので、そんなふうにしていいのか。つらつら別件で当美浜町のウェブサイトをいろいろ見ますと、いまだ古い事案がいっぱい載っています。十数年前のデータがそのまま、何か所かありました。もうここで、そのための質問を通告して、しているわけじゃありませんので、ですから、そんなふうには今回のことをある担当課の他山の石とせずにはですね、町の中でこんなにやっていくとか、例えば担当者を決めてやっている。また、ここの部分はあるところから外注しているからタイムラグが出て当然であるとか、そのようなことをせずにはですね。

ごめんなさい、町長、これは多分通告からかなり離れているとは思いますが、一般的に詳しい技術的なことを聞くのではありませんので、あくまで住民のためという観点からです。少しお認めをいただきたいんですけども、議長のほうもね。

そんなふうには、昨今SNSであるとか、例えばAIがどうか、AIも町で活用していかなくちゃいけないと思います。何か情報の管理とか運営、特に新しいことは、すぐ町民の方に知っていただく。これに限らず、どんなことでもね。そのようなことが大いに欠けていると感じて、最初はかなり立腹したんですけども、そんなの私の勝手ですので、ここはひとつ、長でもこれ、うちのウェブサイトはまちづくりが担当になるのか、どこが担当なんか知りませんが、情報の例えば二重計上であるとか、十数年前のそんな表がそのまま空欄のまま載っているとか、そのようなことをせずにはですね。すみません、もう本当に通告からかなり離れているやに思いますが、この太陽光発電のこのことを契機に、しっかりと住民のために運営していくべきと考えますが、その点いかがですか。

○副議長（龍神初美君） 総務課長。

○総務課長（中村幸嗣君） 谷議員の質問にお答えします。

ウェブサイト、ホームページの担当課は、総務課でございます。

今回、6月10日の時点でホームページの内容が違ったということではありますが、先ほどの谷議員の質問の中にもありましたワードにあります、そのタイムラグというのが、そもそもの要因でございます。

例規集の差し替え、またホームページの切替えについては、四半期ごと、議会ごとで条例改正、条例、規則の改廃、また制定がありましたら、その都度、そのタイミングで行うものでございます。

今回については、4月に入りまして、その依頼をしましたが、年度初めということもありまして、どことも3月の改廃等につきましては、要は量が多うございます。タイミング的にもぎりぎりのところで、変わっていないままの規則が載ってございました。そのタイムラグにつきましては、作業上やむを得ないというふうにも考えていたところもありますが、今回の事例を受けまして、担当課のほうで、もう一度、検討課題として対応してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（龍神初美君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

いろいろと谷議員にもご指摘いただいて、ありがたかったかなというふうには思っております。

ただですね、古いものも載っていたということで、それも、こういうこともあったんだよという、昔のそういうのも必要なかなって、私は聞いたときは思いました。間違いではないんじゃないかなというふうにも思いました。

ただ、やはり同じものが載っていたりとか、そういうことは本当にいけないことだと思いますので、こういうことについては、全部、私の責任になってまいりますので、今度からそういうことのないよう気をつけていきたいなというふうにも思っていますし、もしそういうことがまたありましたら、ご指摘いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○9番（谷進介君） 大変有意義なご答弁いただきましたので、これで質問を終わります。

○副議長（龍神初美君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時十八分散会

再開は20日金曜日午前9時です。